

平成25年度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会

要望に当たって

町村行政につきましては、日頃から格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年の東日本大震災は、我々に大きな教訓をもたらしました。想定をはるかに超える被害に遭っても、力強く立ち直ることができる災害に強い地域社会を目指し、住民を守る減災・防災の備えを整える必要があります。また、原発事故に伴う放射能汚染や電力供給の問題は、社会に深刻な影響を及ぼし続けています。

そのため、前年に引き続き、まず「防災対策の充実強化」を中心として、諸々の切実な要望をお願い申し上げます。

地方分権の担い手となる基礎自治体は、我が国の国土、歴史、文化等の奥深い価値を支える「地域の多様性」を担う多様な自治体が存在することが自然な姿であり、またそれぞれが特色ある自立した自治体でなければなりません。

一方、社会保障費の増大に伴い、基礎自治体の財政状況は真に厳しい事態に直面しており、抜本的な地方分権改革、地方財政基盤の強化が求められております。

こうしたことから、黒岩知事におかれましては、神奈川における市町村の個性や違いを認め、特に小規模自治体である町村には、自らの創意工夫と責任で自活した行政運営ができるよう、絶大なる支援と、さらなるご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

平成25年度の県の施策・予算の立案に当たりましては、こうした町村をめぐる厳しい状況や防災対策を始めとして直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年8月27日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会長 山 口 昇 士

目次

I 重点要望

- 1 防災対策の充実強化・・・・・・・・・・・・・1
- 2 地方分権の一層の推進・・・・・・・・・・・・・4
- 3 廃棄物処理対策の推進・・・・・・・・・・・・・6
- 4 森林等水源環境の保全・・・・・・・・・・・・・8
- 5 福祉・医療施策の充実・・・・・・・・・・・・・10
- 6 都市基盤等の整備促進・・・・・・・・・・・・・13
- 7 防犯対策の強化・・・・・・・・・・・・・16

II 共通要望

- 1 町村財政基盤の整備・・・・・・・・・・・・・17
- 2 地域情報化施策の推進・・・・・・・・・・・・・21
- 3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進・・・・・・・・・・・・・22
- 4 福祉施策の充実・・・・・・・・・・・・・26
- 5 保健医療・衛生対策の充実・・・・・・・・・・・・・30
- 6 都市基盤整備の推進・・・・・・・・・・・・・33
- 7 教育振興対策の推進・・・・・・・・・・・・・35

III その他地域要望

- 1 三浦半島地域・・・・・・・・・・・・・37
- 2 湘南地域・・・・・・・・・・・・・38
- 3 足柄上地域・・・・・・・・・・・・・41
- 4 足柄下地域・・・・・・・・・・・・・45
- 5 厚木・愛甲地域・・・・・・・・・・・・・48
- 6 水源地域・・・・・・・・・・・・・50

I 重点要望

1 防災対策の充実強化

昨年の東日本大震災は、未曾有の歴史的災害であり、天災に原子力災害が加わった大規模総合災害として、県内全域にわたる社会経済活動にも深刻かつ長期的な影響を与えています。

地域住民の生活基盤を数多の災害から守るための防災・減災対策は、喫緊、火急の要請であります。

つきましては、県は、次の事項について引き続き積極的な支援措置を講ずるよう強く要望します。

(1) 原子力災害対策の一層の強化

ア 緊急事態の早期収束と情報公開の申し入れ

県は、国に対し、住民の不安払拭のために一刻も早い事態の収束と、一層の情報公開を進めるよう申し入れすること。

イ 放射能のモニタリングの強化

県内全域にわたる大気、飲料水、海水、土壌等のきめ細かい放射能測定や監視について、県が広域的に実施すること。

ウ 学校や保育施設等への測定支援

学校や保育施設等に対するグラウンドやプール等及び学校給食の測定について、県は小規模自治体に対し、基準値の測定、測定器具の補助等支援の体制を構築すること。

エ 農産物等食品に対するモニタリングの強化

消費者の不安を払拭するため必要な農産物等食品に対しても測定体制を強化すること。

県で実施する放射能検査の対象地域や対象作物の拡大等により、農家が安心して生産出荷できる検査体制を推進し、あわせて、使用制限のある植物性堆肥や農畜産物の放射能検査に係る費用を助成すること。

さらに、消費者が持ち込む食材の放射能測定を小規模自治体であっても実施できるように、必要な支援策を講ずるよう国に働きかけること。

オ 風評被害への対応

足柄茶を始めとする県産品や県内観光地の風評被害に対し、適切な対応と防止策を講ずること。

また、出荷自粛や風評被害に対しての補償、生産・経営支援についても早急に対策を講ずること。

カ 原子力災害対策に対する補償への対応

今回の原発事故に起因するすべての被害に対し、確実に早急な補償が行われるよう、県としてしっかり申し入れること。

キ 足柄茶に対する特別な支援

今後も、国の指針に基づき、足柄茶の放射能検査を実施し、その結果を広く公表するなどの対応策を講じ、足柄茶の風評被害を完全払拭し、ブランド力を回復させるためのキャンペーンや各種支援策を継続的に実施し、足柄茶の販売促進、理解促進を図ること。

また、生産状況の地域特性から茶樹の除染対策が地域全体に行き渡らず、出荷後の安全性が危惧されたため、地域の総意で出荷を断念した生産者に対しても、確実な補償が行われるよう、県農協中央会とともに、東京電力(株)への補償交渉を強力に

行うこと。

(2) 津波対策の充実強化

東日本大震災を契機として、大規模な津波を想定した津波対策の見直しが進められている。

長い海岸線を持つ神奈川県として、海岸沿岸の住民や来訪者を守るための早急でしっかりした対策を実施すること。

ア 津波ハザードマップ見直しへの支援

県では、最大クラスの津波を想定した津波浸水予測図を公表している。これを検討資料として、住民の適切な避難に役立つ津波ハザードマップを町村が早急に見直し、住民に示すことができるように、財政的支援も含め、補完性の原理に沿って広域自治体である県が支援すること。

イ 津波浸水対策への財政支援

津波を直接防護する施設等の設置や養浜による津波対策、また、津波避難施設の建設、避難誘導標識の設置等について、引き続き十分な財政支援措置を講ずること。

(3) 地震等防災対策の充実強化

ア 直下型地震対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの地震観測網及び地震予知研究体制を強化、充実すること。

また、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進すること。

このことをあらためて国に申し入れること。

イ 市町村地震防災整備費補助制度の充実

東日本大震災を教訓として、県では新たに市町村自治振興事業会計に市町村地震防災対策緊急推進事業補助金を位置付け、市町村の地震防災対策を促進する補助を行うこととしたが、神奈川県地震防災戦略に減災目標を達成するための対策として「防災拠点となる公共施設等の耐震化」を明記していることを踏まえ、民間住宅の耐震化だけでなく、公共施設（庁舎・避難施設等）の耐震化事業についても補助対象とし、使い勝手のよい柔軟な制度に向けて充実を図ること。

また、市町村消防防災力強化支援事業費補助金の拡充を図るとともに、地震防災対策が町村の財政力によって不均衡が生じないように、新たな補助制度の創設を図ること。

ウ 消防力強化のための補助制度の充実・強化

これからの少子高齢化や建築物の高層化・高速道路の整備等、社会経済構造の変化により災害の大規模化や多様化、複雑化、また、テロ等の対応など消防を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、町村消防の脆弱化が懸念されるところであり、今後消防力の強化充実を図り住民の安全・安心の確保に努めるために、消防車両の更新や消防水利の設置、消防救急無線のデジタル化等に係る財源確保のための補助制度を引き続き充実・強化すること。

また、デジタル無線の活動波の整備に際しても、多額の費用負担が見込まれるにもかかわらず、共通波とは異なり消防の広域化を実施しない場合には、補助対象から除外されている状況となっているが、広域化を実施しない場合であっても補助が受けられるよう条件を緩和するなど、柔軟な運用に努めること。

さらに、地域消防力の強化を図る上で地元消防団の活動は大きなウエイトを占めていることから、消防団車両の更新が充分でない実情に鑑み、消防団車両に対する

補助制度を創設すること。

エ 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置のさらなる充実と県の上積み助成を引き続き要望するとともに、完成時に移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び中日本高速道路株式会社へあらためて働きかけること。

オ 建築年数の古い公的集合住宅の耐震化

昭和40年頃より整備された県住宅供給公社等による公的住宅は相当の年数が経過し、安全・安心のまちづくりの観点から危険であるので、耐震化を早期実施すること。

カ 帰宅困難者を想定した備蓄物資増強への支援

勤務地や観光地で被災し、交通手段の寸断等により帰宅できなくなる、いわゆる帰宅困難者を想定した市町村による備蓄物資の増強に対して、県として積極的に財政的支援をすること。

キ 水害対策の充実強化

近年の集中豪雨の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、水源地域における治水やダム放流等のあり方を見直すとともに、ダムの耐震性など、ダムにおける防災対策に関する情報の公開を徹底するなど、地域住民の不安を払拭するための措置を講ずること。

(4) 相互支援体制の実効性の向上

ア 地域県政総合センターの機能強化

昨年度、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を締結し、オール神奈川での相互支援による防災体制の強化を図ることとしたが、地域ブロック内外の相互支援の核となる地域県政総合センターの機能向上により、相互支援体制の実効性向上に努めること。

イ 地域ブロック単位での県市町村合同訓練の実施

相互支援体制の実効性を高めるため、地域ブロック単位での県市町村合同訓練を実施すること。

2 地方分権の一層の推進

「地方ができることは、地方が担い責任を持つ」という大原則を基に、地方分権改革が進められ、国と地方の関係を見直す中で、広域行政を担う県と基礎自治体である市町村が協力・共同して国に対する取組を強化する必要があります。

昨年8月には第二次一括法が公布され、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しが進められるなど、真の地方分権社会に向けた動きが具体化していますが、引き続き地方自治法の抜本的な見直し等を求め、真に住民視点に立つ地方分権社会が実現するよう、我々地方も努力し、小規模自治体であっても自立することが強く求められております。

つきましては、県は、町村の実情をよく理解し、地方分権の推進と税財源の充実が一層図られるよう、国に働きかけるとともに、共同して行動することを強く要望します。

また、県は、市町村に影響を及ぼす政策の立案、実施については、神奈川県自治基本条例に規定されているとおり、市町村に意見を提出する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、県と市町村が協議する体制を整備するよう要望します。

(1) 地方分権改革の具体化に向けて

「地方ができることは地方が担い、責任を持つ」、「地域のことは地域で考え、地域で決定する」という基本的な考え方を踏まえ、地方分権・地域主権改革をさらに強力に推進すること。

住民に身近な行政に係る事務・権限の移譲について、一層国に強く要望していくとともに、県からの市町村に対する移譲についても取組をさらに強化すること。

また、事務・権限の移譲に当たっては、地方財源の充実・強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

さらに、市と町村で主体性に差が生じることをないように配慮し、広域自治体としての補完機能を発揮し、小規模自治体に対する財政・人的支援を強化すること。

特に、県の重要な政策についての市町村との協議体制の整備について、県では、本年1月24日に「神奈川県緊急財政対策本部」を立ち上げ、外部有識者による調査会を設置し、抜本的な見直しに向けた検討を進めているが、調査会の検討事項とされている「市町村補助金のあり方」については、市町村の行政が大きな影響を受けることが懸念される。神奈川県自治基本条例では、第2条において、県の自治は市町村の意見を尊重して行わなければならないこと、第18条において、県政に関する情報を市町村に積極的に提供すること、市町村にかかわる県の政策のうち重要な政策の立案等の過程において市町村が意見を提出する機会を確保すること、県の政策のうち特に重要な政策について市町村と協議するための体制を整備することを規定している。県は、「市町村補助金のあり方」の検討など、市町村に影響を及ぼす政策の立案、実施等について、神奈川県自治基本条例に規定されているとおり、市町村の意見を提出する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、県と市町村が協議するするための体制を整備すること。

(2) 広域自治体としての県の役割発揮

神奈川県は、政令市・中核市・特例市・一般市及び町と村をすべて持つという全国的にも特異な地域である。

これからの少子高齢社会に向かう中長期的で膨大な行政需要の増加、また相当な財政出動の必要性が見込まれる中、自治体間の連携、または協力が強く求められてくる。

その際に、市町村業務であっても、広域的な調整を図ることが望まれる場合には、広域自治体である県の役割として、地域の実情に配慮しながら積極的に調整力

を發揮し、あわせて小規模自治体に対する補完機能を發揮すること。

(3) 地方財政力の強化に向けて

地方分権・地域主権改革を確かなものとし、将来にわたって安定的で持続可能な財政構造となるよう、県は、市町村とともに引き続き国に要望し、次の取組を強化すること。

ア 地方税財源の充実

当面、国税と地方税の税源配分を5：5とすることを目途に、税源移譲の効果が十分に町村に及ぶよう町村の実情を考慮した見直しを行うこと。

また、地方消費税を含む地方税体系の抜本的な改革を行い、地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源の確保を行うこと。

イ 地方交付税改革の推進

地方交付税改革に当たっては、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分と不交付団体に対する特別交付税の限定配分を見直し、必要な行政経費が確保されるよう、特別交付税の見直しを含め、交付税制度の抜本的な見直しを行い、「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入れの廃止を実施すること。

特別交付税の対象経費の重点措置により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかかわらず財政需要が生じるものであるため、財源保障措置を講ずること。

また、減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講ずること。

ウ 地方超過負担の解消

地方が地方の工夫と責任のもと政策を実現できるよう適正な税財源の移譲と国庫補助負担金の市町村超過負担の解消が行われること。

あわせて、廃止された補助金に対する補てんや新たな施策等の財源として行われる「交付税措置」についても、不交付団体にとっては財源を伴わない施策の押しつけであり、地方のやる気をそがないよう適切な施策展開と財政措置を行うこと。

エ 地域自主戦略交付金の充実

国による補助金のひも付き、箇所付けを廃止して、地方自治体が自由に使える「一括交付金」については、地域自主戦略交付金を実施されたが、これまでの都道府県分や政令市分についてよく検証し、総額圧縮の効率を優先した考え方を取らず、交付金や補助金等の削減を絶対に行わない十分な財源措置とすること。

また、必要な事業の計画的実施に支障が生じないように、地域間格差が拡大しないよう、町村への十分な配慮をすること。

オ 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

平成24年度からの新制度である市町村自治基盤強化総合補助金は、権限移譲型広域連携を特に優先する制度だが、小規模自治体が地域独自の事業に活用することによって、神奈川の魅力を広域的に高めるような効果が見込まれる場合についても、優先するような制度とすること。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、滞在人口を踏まえた津波対策、施設等の耐震化工事、災害時情報の伝達及び消防力の充実に係る補助金についても優先的に補助する制度とすること。

さらに、生活道路や集会施設といった地域住民に身近な生活関連施設などの個別市町村事業についても、補助対象として十分な財源を確保すること。

3 廃棄物処理対策の推進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっています。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項についてあらためて国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組を強化するよう要望します。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう引き続き国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう一層強力な指導を働きかけること。

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を一層強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを引き続き国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法については、①容器包装リサイクル法の施行以来、リサイクルは進展したが、容器包装廃棄物の排出量は減っていない現状を踏まえ、容器包装廃棄物の発生抑制と再資源化に向けて、事業者には拡大生産者責任の観点から簡易包装化の推進を徹底させるとともに、地域住民が分別排出しやすいよう、分別・リサイクルが容易な製品開発を義務付けるなど、生産、消費、廃棄の過程において資源がより一層容易に循環するシステムを構築するように業界へ指導することを国に働きかけること。②プラスチック製容器包装の品質基準において異物扱いとなっている自治体の指定袋などについては、プラスチック製容器包装と同一素材であれば分別基準の適合物として取り扱うよう（財）容器包装リサイクル協会に働きかけること。また、プラスチック製容器包装廃棄物については、形状や素材が様々であるため見分けが困難であり、汚れや異物が取り除きにくいいため分別排出に対する協力が得られにくい状況にあることから、識別マークを大きくするなど判別基準を明確にするとともに、形状や素材の単一化や、汚れや異物が簡単に取り除くことができる製品開発などを促進するよう業界に指導することを国に働きかけること。③容器包装以外のプラスチック製廃棄物についても、容器包装リサイクル法と同様に資源化が図られるように制度を創設するよう国に働きかけること。

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう引き続き国に要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となっている施

設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講ずるよう引き続き国に働きかけること。

(4) 不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を負っているのが現状である。県における補助制度は、平成22年度以降は休止されているが、町村にとっては撤去事業を中止させるわけにはいかない。したがって、休止中の補助金について早急に復活するだけでなく、事業費についても十分な補助額とすること。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを引き続き強化するとともに、河川や道路の管理者による不法投棄廃棄物の処理や不法投棄防止用のフェンス設置を一層推進すること。

さらに、県は、県民に対し水源の大切さをアピールし、美化意識の醸成にさらに積極的に取り組むこと。

(5) 海岸漂着ごみ処分に対する支援

平成21年7月に海岸漂着物処理推進法が施行されましたが、施行前と変わらず、海岸漂着ごみの処分費用は、清掃・回収した市町の費用負担となっている。

海岸線に漂着するごみの量は莫大であり、河川の上流域から流れてくる流木等が多く、その処理を沿岸市町が負担するのは、不公平である。

国、県において、この処分費用に対する応分の負担制度を早急に確立すること。

4 森林等水源環境の保全

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されています。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきましたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られています。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育てていくため、国の措置をあらためて強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望します。

(1) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ強く働きかけること。

(2) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、広域的な影響の評価を条件に、保安林の指定、解除の権限を市町村に移譲することや解除要件の緩和について、森林法の改正も働きかけること。

(3) 水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業における水源林管理道の作業路開設について、全県統一した標準単価による補助のみでなく、急峻な山地状況、作業路の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること。

(4) 自然歩道等の環境整備の促進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているが、幅広い年齢層に対応できる安全で快適な自然歩道等について引き続き着実な整備を進めること。

(5) 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を策定し、必要な措置を講ずるよう国に強く求めるとともに、県として一層の努力をすること。

(6) 水源環境負担軽減の取組の強化

かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画では、水源環境負荷軽減への取組として、県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進が事業化

されており、水源環境の負荷軽減には、ダム集水域だけでなく、水源林地域を含めた一体の対策を講ずることにより、その効果を一層発揮するものである。

については、次期計画の策定に当たっては、公共下水道及び合併処理浄化槽整備の対象地域がダム集水域のみとなっている水源環境保全・再生市町村交付金について、水源林地域への対象の拡大を確実に実現すること。

(7) 森林の保全

林業の低迷、林業就業者の減少や高齢化のために、森林を守り、育てるといった管理が必ずしも十分とは言えず、森林の荒廃や水資源の確保が懸念されている。

そこで、荒廃が進んでいる私有林については財政的、技術的支援をさらに強く推進すること。

また、一部の山林では外国資本による買収が行われているが、実態の把握は困難である。平成23年4月の森林法改正により、地域森林計画対象の民有林については新たな届け出制度が創設されたが、この制度を市町村が適正に運用し、無届伐採が行われた際の伐採中止や伐採後の造林命令などを、市町村が的確に行えるように、県は十分な支援を行うこと。

特に、広域に及ぶ森林の公益的機能を大きく低下させる恐れがある場合などには、県は市町村と連携して積極的に対応策を講ずること。

5 福祉・医療施策の充実

少子高齢社会の進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化しています。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけることを要望します。

特に、市町村国保は、高齢者、低所得者の増加や医療費の増大により給付と負担の均衡が崩れ、保険料（税）も高額化してこれ以上の引上げは困難で、一般会計からの繰入れも容易ではないため、その財政運営はもはや限界に達しています。

つきましては、国に対し、財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう強く働きかけることを要望します。

(1) 「児童手当」制度の安定的運用

児童手当法の改正に当たっては、国と地方の協議の場を通して、国と地方の負担割合について合意に至ったが、扶養控除の廃止によって子育て世帯の負担が増加する場合もあり、持続可能な制度となるよう、今後、さらなる改善を図るよう、国に働きかけること。

(2) 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設について

少子化対策の拡充が社会的要請として叫ばれている中、子育て支援策の一つである小児医療費の助成については、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、県域全体としての施策の制度的統一が求められます。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の引上げや所得制限の撤廃を要望します。

また、都道府県の補助施策にも格差が生じていることから、国による新たな統一的小児医療費助成制度の創設を働きかけるよう、重ねて要望します。

(3) 安心して出産・子育てのできる環境の整備

保育所及び放課後児童クラブの新設や運営費に対する補助については、財源不足などを理由として短期間に限定することや、執行率抑制等の措置をすることなく、待機児童が未だ多い現状を勘案し、安定した制度とすること。

さらに、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産・子育てができる環境を整備すること。

また、平成25年度に県から市町村に移譲される未熟児訪問指導については、専門的な知識が求められる事務であることから、県として、研修の実施、講師の派遣など、技術的・人的支援を行うこと。

(4) 介護保険制度の充実

介護保険料については、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講ずるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講ずること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすること。

(5) 障害者福祉施策の充実

重度障がい児者の生活の安定と福祉の向上を図るため、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

また、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、事業拡大に伴う負担増など町村に超過負担が生じないように、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。

なお、平成25年度施行予定の「障害者総合支援法」の施行に向けては、現場の混乱を来さぬよう制度の詳細を早期に示したうえで、町村と十分協議して十分な準備期間を設け、実施主体である町村が安定的に制度運営できるようにするとともに、必要となる財源については国の責任において万全の措置を講ずること。

(6) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるようにすること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業補助金を堅持するよう国に働きかけるとともに、減額分については、県も支援策を講ずること。

(7) 医療保険制度の一本化

国民皆保険制度を堅持するため、各医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者として、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を早期に実現すること。

また、都道府県単位（政令市を除く）を軸とした保険者の再編・統合をさらに推進すること。

(8) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、医療保険制度の一本化が実現されるまでの間、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

(9) 市町村国保が行う特定健康診査への支援

特定健康診査に要する費用については、政令で定めるものの3分の1に相当する額を国・県がそれぞれ負担することとなっているが、従前の実績額と助成基準額には大きな差が出ており、市町村国保の財政をますます悪化させないように、特定健康診査の費用について基準額を見直すこと。

(10) 新しい高齢者医療制度改革について

現行の後期高齢者医療制度の創設の経緯と現状を鑑み、国民皆保険制度の受け皿である国民健康保険を将来にわたって堅持するための国の責任を明確にすること。

制度運営の主体は、国か都道府県とし、市町村に運営の負担が及ばないような制度設計とし、さらには、新制度への移行に係るシステム改修等を含め、現場での混

乱を避けるための十分な時間と財政措置を講ずること。

(11) 各種予防接種の安定的な財源化

ワクチン予防接種として、ヒブワクチン、子宮頸がん、インフルエンザ感染等、重症感染症や肺炎球菌の感染症など多様なワクチン接種の必要性が課題となっているが、現行の予防接種法では救済されず、各種予防接種のあり方が問われている。

国民に有効な予防接種については、すべて国の責任において、任意接種から定期予防接種化を図るとともに、安定的な財政支援措置とすること。

また、県の尽力によりポリオ不活化ワクチンが予防接種法に位置付けられたことは評価するが、それに伴って、実施主体である市町村に多額の財政負担が生じることから、安定的な接種を実施するための財政措置を県として講ずるとともに、国にも、交付税算入とは異なる財政措置を働きかけること。

(12) 妊婦健康診査及び女性特有のがん検診推進事業への財政支援

県民の誰もが安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるために市町村が実施している妊婦健康診査の公費負担について、全14回分において、交付団体、不交付団体にかかわらず全額国庫負担となるよう支援するとともに、県独自の補助制度を創設し、町村の財政負担軽減を図ること。

また、特定年齢に対するがん検診推進事業についても、将来にわたって安定的な財政支援措置とすること。

6 都市基盤等の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めていますが、その実現には大きな困難が伴っており、都市部との格差は拡大しています。

このため、県は、こうした町村の取組を支援するため、次の事項の実現をあらためて国に働きかけるとともに、県においても引き続き積極的な措置を講ずるよう要望します。

(1) 下水道の整備促進

ア 公共下水道の整備促進を図るためには、今後もさらなる事業費の投入が必要となっており、財政基盤の弱い町村では、公共下水道の早期整備における財政的支援は、必要不可欠である。現行の公共下水道事業補助金制度は、補助対象事業費に対し一定の補助率を乗じて補助金額を算出する制度となっているが、普及率の低い町村においては、下水道の早期整備を進めるために補助率の大幅な引上げを図ること。

また、下水道事業に対する社会資本整備総合交付金の配分に当たっては、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。

さらに、流域関連公共下水道に対する県補助は廃止ではなく、復活すること。

イ 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、管渠整備に係る弾力条項の枠の拡大や処理場の建物、設備機器等の整備に係る耐用年数を縮減し、補助対象事業の拡大を図るなど、国庫補助制度を拡充強化すること。

また、各地域における地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した特別な補助について配慮すること。

ウ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講ずること。

また、公的資金補償金免除による繰上償還期間（臨時特例措置）の延長と公的資金（旧資金運用部資金）の補償金なしでの繰上償還の対象要件を緩和すること。

エ 公営企業債の償還期間においては、下水道施設の耐用年数を加味した期間に延伸し、また、借換債制度については、現在の景気動向を反映させた条件に緩和すること。

また、起債の借換えの基準となっている現行の資本費や使用料単価の緩和及び借換利率の引下げ等、措置内容の拡充について、引き続き国などの関係機関に働きかけること。

オ 水道・下水道整備事業における県管理道路の路面復旧工事の自費復旧事務費負担は、事業の財源が交付金並びに起債を主体としている市町村にとって極めて厳しいものがある。

については、県管理道路の路面復旧に要する事務費負担金について免除を含めた見直しを行うこと。

カ 下水汚泥の処理処分について、県内に処分地を確保することが困難な状況にあり、公共下水道事業費補助等のメニューに単独公共下水道事業を行っている自治体の汚泥処理費用に対する項目の追加を行うなど財政支援すること。

また、市町村の単独公共下水道であっても、下水汚泥の処分量が小規模な自治体については、県流域下水道処理場への受け入れを実施するなど、寛容な対応をする

こと。

(2) 生活交通の確保対策の充実

生活交通路線の維持確保については、国の「バス運行対策費補助金交付要綱」に基づき、県においても国との協調による補助制度が創設されているが、その対象となるためには、要綱内に示された要件の一つである「広域行政圏の中心都市」について、「かながわ都市マスタープラン」に位置付けられた自治体の主要駅との路線接続がなされていなければならない、県内ではその対象となる駅が10箇所と限られている。

そのため、それ以外の路線については、市町村をまたがる広域的路線であっても、市町村の単独補助により路線を維持確保している状況にある。今後も利用の少ない路線バスにおいては、不採算による路線からの撤退が懸念されるため、より多くの県民の生活の足が確保されるよう「補助対象要件の緩和」及び「単独路線も含めた補助対象の拡大」について国へ働きかけること。

県においては、「広域的幹線的路線バス運行対策補助金交付要綱」を定め、自治体内の「単独路線」に対しても対象を拡げた支援をしているが、国の補助制度同様、「広域行政圏の中心都市との接続」に関する要件の緩和及び、路線の「キロ程」についても、距離の短い路線も対象となるよう要件の緩和を行うこと。事業者が採算性に見合わないと判断した路線を、財政規模の小さな自治体が継続的に維持することは大きな負担である。経費的な事由によるサービスの低下が、公共交通の利便性低下を招き、県民の生活に影響を及ぼすことのないよう、補助率及び補助額の拡大についても併せて行うこと。国の地方バス路線維持対策補助制度を見直し、要件を緩和するとともに、乗合バスの需要調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講ずるよう国へ働きかけること。

さらに、国は地方バス路線維持対策補助制度の見直しとして、デマンドバス導入等をはじめとした国庫補助制度の創設等を行ったが、かならずしも十分ではないことから、生活交通の確保のため、県においては助言や情報提供の他にこれら制度の要件に該当しない対策に対する県補助制度の創設等を行うこと。また、地域コミュニティバスについても、同様に補助制度の創設等を行うこと。

(3) 海岸の整備促進

ア 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い、大磯港西側から二宮海岸にかけての海岸線の浸食は深刻な状況となっているので、安全対策を含めた抜本的な海岸浸食対策を講ずること。

イ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増大により松の切り倒しを余儀なくされ、年々景観や環境保全のための松は減少しつつある。その対策として、松くい虫被害木の伐倒後地権者の協力を得て松くい虫に強い抵抗性松の植樹協力をしているが、町の負担は増大するばかりである。

このことから、松くい虫被害に関する補助単価を見直すとともに、補助率を上げることなど、松（林）の保全、再生（白砂青松）の実現に向けて積極的に支援すること。

(4) 町村部における県道整備枠の確保

県では、平成19年10月に、平成28年度までを計画期間とし、「道路整備計画」及び「道路維持管理計画」により構成される「かながわのみちづくり計画」を新たに策定している。

しかし、「道路整備計画」に位置付けられている「整備推進箇所」（91箇所）及び「事業化検討箇所」（5箇所）については、そのほとんどが市部に集中していることから、今後、町村部における県道整備の遅れが懸念される。

県道については、災害時における緊急交通路・緊急輸送路として指定されている路線も多いことから、都市部間を結ぶ町村部の道路整備も重要であり、県下全域において均衡ある整備が必要であるとともに、公共交通機関が発達している都市部とは異なり、交通移動手段の多くを自家用車等に依存している町村部にあつては、道路整備は最重要課題の一つであり、住民からの整備要望も大変強いものがあることから、「かながわのみちづくり計画」とは別に、町村部を対象とした県道整備枠を設け、地域の実情に配慮した取組を推進すること。

(5) 特殊地下壕対策の拡大強化

特殊地下壕は、経年変化によるその危険性が指摘されており、各市町村においてその対策を講ずるにあたり、崩落の危険性の調査から工法選定・対策工事の実施に至るまでには莫大な経費がかかるものと推測される。

戦時中、国土防衛のために築造された地下壕については、国が責任を持ってその対策に積極的に取り組むべきであり、特殊地下壕対策事業について、強力な財政支援措置を講ずること。

7 防犯対策の強化

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化しています。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要がある、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められています。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講ずるようあらためて働きかけるとともに、引き続き県の取組の一層の強化を要望します。

(1) 地域住民の安全・安心の確保

住民の安全・安心が図れるよう、地域の暴走車両に対する取り締まりについて、発生時間帯に重点を置いて取り締まるなど、効果のある取り締まりを実施するとともに、暴走族の集団走行やドリフト族等の暴走運転に関する違反行為に対する法律規制等の拡大・強化について国に強く働きかけること。

また、東日本大震災以降の電力の供給不足に対応するため、「神奈川県電力・節電対策基本方針」に基づき、県が管理する国道・県道において、交通安全上影響が少ない見通しの良い直線区間等の道路照明灯を間引いて消灯するなど、箇所を限定した消灯を実施しているが、消灯する箇所の選択については、地域住民の安全、安心の十分な確保に配慮いただき、「節電」と「安全確保」を効率よく両立すること。

さらに、市町村が行う契約事務から暴力団を排除するため、「かながわ電子入札共同システム」における競争入札参加資格認定登録申請について、申請者から役員名簿等の提出を求め、暴力団員等または暴力団経営支配法人等の有無を警察本部へ照会し、該当のあった申請者は不認定とすることにより、同システムで暴力団排除の共通審査が図れるようにするとともに、同システムに加入していない市町村においても、個別に警察本部に照会ができるように配慮すること。

(2) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう引き続き国へ強く働きかけること。

(3) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、自治体の過度の負担とならないような財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

II 共通要望

1 町村財政基盤の整備

(1) 地方税制等の改正について

地方税源の確保と充実を目指し、負担の公平性及び税務事務の合理化を図るため、次のとおり措置を講じられるよう国への働きかけ及び県の取組を要望します。

ア 経済状況の厳しい中、国民の低燃費志向による軽自動車への需要が増大する情勢下において、現行の軽自動車税に係る標準税率は、昭和59年度から据置かれている状況にあり、自動車税と比較すると非常に低い率となっている。

軽自動車は、性能面において普通自動車と遜色のないレベルにあり、環境への影響にも配慮されていることから、応分の負担を求められるものと理解する。

町村においては貴重な財源である軽自動車税の税率について、地方分権・社会経済事情を考慮した税率に引き上げるよう引き続き国へ要望すること。

また、町村が行っている原動機付自転車等の登録事務及び賦課徴収事務について、省力化の観点から、自動車リサイクル法の手法に沿った新規登録時のみの賦課徴収制度に改正するよう要望すること。

イ 固定資産税に係る非課税等特別措置については、施策目的の達成されたものの早期廃止や縮減が必要である。また、現在、優遇されている事業用賃貸建物等の住宅用地の特例措置並びに宗教法人や学校法人をはじめとする特定の者や資産については、租税の公平な負担の観点からも見直していく必要がある。町村の基幹税である固定資産税の確保の見地からも、非課税措置の整理・縮減について国へ要望すること。

さらに、J R東日本・J R東海等の鉄軌道用地の評価が、現在、沿接する土地の価格の約3分の1程度となっていることについても、評価方法を見直して評価額を引き上げるよう併せて要望すること。

ウ 家屋評価は、専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっている。特に、複雑な非木造家屋の評点基準表については、より一層の整理合理化を行い、より簡素化することを引き続き国へ要望すること。

また、個人情報保護法の制定により、住民のプライバシーに関する意識が高まってきており、町村が行う評価事務に支障をきたす場面もある。

そこで、家屋の評価が所有者の負担とならないような、簡便な取得価格方式や平米単価方式などの導入について検討するよう国へ要望すること。

エ 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法については、税負担の公平の観点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって理解しにくいものとなっている。税額計算の簡素化を図り、納税者により一層理解しやすい税額計算の方法を検討されるよう引き続き国へ働きかけること。

オ 国の制度改正等による個人住民税の電算システム改修は、膨大な経費を要し、その経費のほとんどは各町村の負担になっている。厳しい財政状況の中でその対応に苦慮し、県内町村では「神奈川県町村情報システム共同事業組合」を立ち上げ、情報システムの共同化を図るなど経費の節減と業務の効率化を目指し努力しているところである。

システム運用に係る国や県の助成措置もあるが、その額は決して充分とは言えず、制度改正の内容によっては多大な経費が生じ、同組合への負担金として町村には過重な負担となっていることから、さらなる適正な財政措置がなされるよう引き続き国へ要望すること。

また、システム改修に伴い、恒久的に発生する情報伝達に要する費用に関して

も、財政措置を講ずるよう国へ要望すること。

カ 旧郵政公社が民営化されたことにより、市町村納付金が廃止され、固定資産税及び都市計画税として納付されることとなったが、地方税法の一部改正により、郵便事業㈱及び郵便局㈱所有の固定資産に係る課税については、平成20年度から平成24年度までの課税標準をその2分の1とする特例措置が創設された。今後、平成29年9月末までの完全民営化という解釈により、特例措置が延長されるのではとの懸念がある。

よって、課税の公平の観点から、平成25年度以降の特例措置について、延長することのないよう国へ要望すること。

キ 不動産登記法第47条に建物の表題登記の申請について、及び同法第164条に過料について規定されているものの、家屋の未登記が多く見受けられ、町村における固定資産税の賦課に苦慮しているところである。

については、国において建物の表題登記に係る指導等の徹底をするよう要望すること。

ク 個人住民税の均等割の非課税限度額については、町村の条例で定める金額以下である人については、均等割が課税されないことになっている。この「町村の条例で定める金額」については、地方税法施行令及び同施行規則で生活保護級地区分に応じて定められている一定の率を乗じて得た金額を参酌して定めることから、均等割の非課税基準額は、生活保護級地区分に基づき、町村により違いが生じている。同一の県に居住し、同一の所得であるにもかかわらず、住んでいる町村の生活保護級地区分に応じ、個人住民税が課せられる、課せられないという不公平が生じている。県民税の負担の公平性という観点からも問題があるので、非課税限度額について、全国の町村が同一となるように地方税法の改正等も含め国へ要望すること。

(1級地で収入金額100万円以下が非課税、3級地で93万円以下が非課税である。)

ケ 法人町村民税の予定納税は、確定申告により法人税割が生じなかった場合、予定納税した税額を還付することになる。その際、還付加算金も合わせて計算して還付することとなっている。現在、この還付加算金については、還付する金額に年7.3%（当分の間、前年の11月30日経過時における日本銀行法により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合）の割合を乗じて計算した金額となっている。この割合（現在は、年4.3%）というのは、金融機関の普通預金や定期預金の金利よりも高く、法人にとっては、高金利ではあるが、町村にとっては高負担であるので、地方税法を改正するよう国へ要望すること。

コ 個人住民税は所得税と異なり翌年課税となっている。そのため、所得の発生年とそれに係る所得割額の課税年に1年のズレが生じており、課税時点の負担能力に合致しているとは思えない。特に、昨今の経済状態では雇用の不安定要素もあり、徴収の面で大変苦労しているところである。

よって、所得税と同様に現年課税とするよう国へ要望すること。

サ 公的年金に係る特別徴収について、現在の制度は年度途中での税額修正が出来ない。また、年金所得以外の所得が合算出来ないため、事務が複雑になり納税者への説明が困難で理解が得にくい。今後、制度の見直しをするよう国へ要望すること。

シ 現在、個人住民税の特別徴収については、高い収納率の確保が可能であることから、神奈川県でも本年度、推進用のパンフレットを作成し、これを市町村において特別徴収未実施の事業所へ配布し、その徹底を図るとともに収納率の向上に努めているところである。

しかしながら、事業所では経理担当者の事務量が増加するなどの理由から協力が得られないのが実情である。また、市町村単独で推進しても他市町村内にある事業所に勤務する住民も多く、各町村管内での推進には限度がある。

以上のように、神奈川県及び県内市町村で共に努力しているところではあるが、国として広報等の支援・協力に力を入れるよう要望すること。

ス 固定資産税における用途変更宅地及び類似用途変更宅地等の前年度課税標準額の平均負担水準方式は、3年ごとの評価替時に、地方税法附則を改正し平均負担水準方式を継続されてきたが、平均負担水準方式を採用している団体は県内では4市町程度であり、ほとんどの市町村がこれを採用していない。

このため、平均負担水準方式を採用する場合は、その団体が条例を整備して適用すべきであり、採用しない市町村が地方税法附則により、条例で適用しないものとしなければならないのは極めて不合理であることから、実情に即した地方税法の見直しを要望すること。

セ 制度改正に伴うシステム改修費は、徴収取扱費に算定上含まれているとのことであるが、納税者数に比例して経費がかかるわけでもなく、改正内容によっては膨大な経費になる場合もあり、その経費は町村の財政運営の大きな圧迫要因となっている。

個人住民税の4割は県民税であることを踏まえ、恒久的に発生する町村のシステム改修費や年金の特別徴収導入に伴う（社）地方税電子化協議会に対する事務運営費やシステム運用関係費・ASP費用等について、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し実施すること。

ソ 地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者は、従業員の住民税を特別徴収することとなっているが、罰則規定がないため実施していない事業者が多く、実施事業者でもパート従業員等の非正規労働者の多くを普通徴収とし、年間4回の納付となっているのが現状である。

また、普通徴収では1回の納付額も多額となり、納税者の負担が大きく、昨今の不景気も重なって滞納件数が増加し、徴収の面からも大変苦慮しているところである。

収納率向上のためには、特別徴収義務者を増やすことが重要であると考えられるが、一自治体だけでは周知・理解を得ることは困難な状況にある。

については、個人住民税の特別徴収制度について県内自治体での完全実施に向けて、県として主導すること。

タ 個人住民税については、所得税から個人住民税への税源移譲後、町村の税収が拡大する一方、収入未済額も増加しており、その圧縮が大きな課題となっている。

こうした中、神奈川県で平成19年度から実施されている、町村への県税務職員短期派遣制度は、高度な専門知識と豊富な経験を有する県税務職員が、町村の併任職員として、高額滞納者や困難な事案等に対し積極的に取り組んでいる。

この制度は、収納率向上と町村自主財源確保に多大な効果を上げているほか、町村税務職員の意識高揚、町村税務行政全体のレベルアップに非常に高く貢献しているところである。

については、平成25年度以降についても、県税務職員短期派遣制度の継続を引き続き実施すること。

(2) 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスポリジウムなどの問題への対応、さらには老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要があります。しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増

加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられます。

つきましては、水道事業の財政健全化をより一層図るため、次の措置を講ずるよう引き続き国への働きかけを要望します。

ア 政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、貸付利率の引下げ、償還年限の延長など、発行条件の緩和を図ること。

イ 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

(3) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実について

当補助金は、抜本的な見直しを経て平成24年4月1日から市町村自治基盤強化総合補助金として創設されました。

その中で、生活道路や集会施設といった地域住民に身近な生活関連施設については、広域的な地域課題の解決に資する事業へシフトされたこともあり、補助対象が縮小しています。これらはまだまだ整備が不十分であることから、生活関連施設整備事業については個別市町村であっても補助対象として十分な財源を確保するよう要望します。

(4) ふるさと雇用再生特別基金事業等の継続について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響による雇用情勢悪化の長期化が懸念されるとともに、東日本大震災による被災者につきましては、避難先での仕事がなく、不安な日々を過ごしているところです。しかし、震災の影響により雇用情勢悪化の長期化が懸念される中におきましては、企業努力のみでは雇用が促進されることは考えにくい状況であると言わざるをえません。

一方、地方自治体をみましても、税収の減等による厳しい財政状況の中、例えば、公共事業を積極的に行うこと等による新たな雇用創出は難しいのが現状です。

そこで、県におかれましては、国の施策である「雇用創出の基金による事業」の要件緩和などによる弾力的な活用が可能となるよう、また、事業期間が延長されるよう国に働きかけていただき、さらなる雇用の促進に取り組まれるよう強く要望します。

(5) 地方議会議員年金制度の廃止に伴う予算措置について

地方議会議員年金制度は、国策として行われた先の「平成の大合併」により町村数と町村議会議員数が激減したために、平成23年6月1日をもって廃止となったが、廃止に伴う経過措置として給付に要する費用の配分は普通交付税措置のため、不交付団体は、多額の負担を負うことになります。

国は、普通交付税措置によるのではなく、特別な交付金として全地方団体が等しく確実な財源措置となるよう国への働きかけを要望します。

2 地域情報化施策の推進

(1) 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について

町村の一部の地域では、山間部特有の複雑な地形のため、テレビ電波が良好に受信できる地域と異なり、テレビ共同受信施設により地上波テレビ放送を受信し、また、個別アンテナ受信者も劣悪な環境で受信しています。

平成23年（2011年）の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、地上デジタル放送の受信エリアは拡大されましたが、エリア外のテレビ共同受信施設やエリア内であっても受信不可能な箇所が取り残される事例があり、共同受信施設事業の重要性はさらに増すことと思われます。

このため、中には加入者が減少しても規模を縮小して存続せざるを得ない共同受信施設が生じることが懸念され、共同受信施設のすべてがデジタル化に対応するための設備更改等にかかると想定される費用は、小規模な事業者の重い負担となることが考えられます。

国では平成20年度に「辺地共聴施設整備事業補助金」の交付を決定していますが、国の負担額は補助対象経費の1/2であり、また、共同受信施設を利用している地域は新たな難視聴地域に該当しないため、この補助金を申請しても事業者の負担は決して少なくならないと思われます。

つきましては、山間部町村等の条件不利地域のテレビ共同受信施設事業に対する国による負担措置を、補助対象経費の満額とされるよう国への働きかけを要望します。

(2) 携帯電話電波塔設置の促進について

町村部の山間地域はその大部分が山林で、自然豊かな地域であることから、昨今、自然回帰志向などを背景に観光客や登山客などが増加している状況にあります。

つきましては、地域住民の安全安心の確保はもとより、広く観光客等の緊急時の連絡のため、各企業の携帯電話アンテナ基地局の増設については、県立自然公園や国定公園を管理する県で積極的に対応していただくとともに、山間地域の景観保持と各企業のカバーエリアが統一的に拡大されるよう、各企業のアンテナが共架できる電波塔の設置について、県で取り組んでいただくよう要望します。

(3) 戸籍コンピュータの維持管理にかかる財源措置について

住民や利用者への行政サービスの向上と事務の改善を図るため、町村では戸籍の電子化を進めていますが、導入後のランニングコストについて、大きな財政負担を強いられています。

つきましては、ランニングコスト及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、適切な財政措置を講ずるよう、国への働きかけを要望します。

3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進

(1) 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、猟区設定等を積極的に実施していますが、野猿、鹿、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加しています。

つきましては、現在の施策の効果をよく見極め、野猿、鹿の個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずるため、次の事項を実現するよう要望します。

ア 野猿被害対策については神奈川県第3次ニホンザル保護管理計画に基づき、追い払いを中心に実施している。しかし現行計画では、捕獲許可権限は県にあるものの、被害対策はあくまで市町村単位で実施するものとされているため、自治体間相互での追い払いにより群れが市街地に定住する形となり、目指す棲み分けではなく、地域住民が恒常的に被害を被る状況になっている。これでは、群捕獲や追い上げによる徹底した適正管理施策は、実現可能性が全くないと言える。

つきましては、市街地や農地を往来することで農作物や生活被害及び人身被害を発生させ、農業従事者の耕作意欲や地域イメージの低下によって地域が衰退することのないよう、ニホンザルの群れの捕獲や追い上げ等、被害防止の観点から根本的解決を図るための積極的な事業を広域的に実施すること。

イ 野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林（広葉樹）施業の積極的推進。

ウ 町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の予算確保及び支援の拡充。

エ 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充実強化と要望額通りの確実な補助金交付。

さらに、農作物に対する農業災害補償制度の対象範囲拡大を国に働きかけること。

オ 広域的に移動する野猿、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の対策については、町村単独での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であるので、次の広域的な体制を早期に確立すること。

- ・ 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進
- ・ 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化
- ・ 捕獲後の野猿等に関する広域体制の確立
- ・ 有害鳥獣が人里や人家に近づかないようにする新たな忌避効果の実証研究とそれに関わる国への働きかけ

カ 広域獣害防止電気柵の設置について、設置効果を維持するためには、電気柵周辺における雑草の除去等の環境整備が必要不可欠であり、設置に係る費用のみならず、草刈等の維持管理に要する経費についても、補助対象とすること。

キ 鹿の将来的な捕獲頭数が減少すると見込まれているが、将来的な計画等を策定したいと考えていることから、生態調査の再調査を実施すること。

ク 捕獲した鳥獣の処分等に係る補助制度を創出すること、また、処分方法を統一すること。さらに、食肉処理マニュアルの策定も検討すること。

ケ イノシシやシカ等の大型獣による農作物被害に対する農家の自衛対策を促進するため、わな猟免許の取得について積極的に支援すること。

(2) 外来生物被害対策に対する支援について

アライグマ・タイワンリスによる生活被害・農業被害・生態系被害がともに深刻化しています。県内での分布域は拡大傾向にあり、これらの外来生物による被害の早急な解決のため、次の事項について要望します。

ア 特定外来生物であるタイワンリスは、生きたままの運搬が禁止されているため、防除実施計画を持たない市町村では捕獲などの対策の障害となる。また、ニホンリスとの競争も懸念されるため、早急に神奈川県全域を対象とした防除実施計画を策定し、対策を講ずること。

イ 県が所管する公園や緑地にも、多くのタイワンリスやアライグマが生息し周辺への供給源となっている可能性がある。市町村等の実施する捕獲時期にあわせて、これらの場所での捕獲を実施すること。

ウ 横須賀三浦地域には、技術的支援や研修を通じて地域の人材育成のための鳥獣被害防除対策専門員が配置されておらず、地域の継続的・計画的な被害対策を推進する鳥獣被害対策支援チームの編成もない。地域で一体となった防除を実施するためにも、捕獲技術の普及や一斉捕獲をコーディネートできる人材の配置と支援チームによる取組を行うこと。

(3) ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多大な吸血被害を受けています。また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではすまなくなってきました。

これまでの研究内容や各助成制度を踏まえて、現段階で実施可能な効率的で効果的な対処方法について、市町村とともに継続的に取り組むよう次の事項について要望します。

ア ヤマビルの駆除、防除対策のさらなる研究と情報提供、町村が実施するヤマビル被害防除対策事業に対する県の財政的支援の継続・拡大。

イ 県のヤマビル対策共同研究によると、ヤマビルの広域にわたる生息域の拡大要因の一つとして、ニホンジカの生息数の広域・拡大が上げられている。このため、農作物への被害対策を目的とした防鹿柵の設置にとどまらず、ヤマビル被害撲滅に向けた防鹿柵の設置や既存柵の撤去などの補助事業などの拡充。

特に、県が丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園として管理する宮ヶ瀬湖畔園地内においても、シカ等によってヤマビルの生息域が拡大し、住宅地域や観光客にまで被害が及んでいる状況であり、早急な対策を講ずること。

ウ 県による生息域や生息環境などの生息分布調査研究や忌避、殺ヒル薬剤の効果調査研究、環境影響調査、茶園等の農耕地管理調査研究などの、現在の研究成果を踏まえた駆除や拡大防止策の積極的な実施と、抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等の実施。

(4) 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について

河川区域内の立木の伐採や草木の除草等は、治水や河川環境保全などの観点から、河川管理者が定期的実施されておりますが、法面などに大木化した樹木が存在する箇所も多く存在し、台風等による倒木で、災害につながる恐れが懸念されるため、さらなる事業拡大を要望します。

また、自治会等が行う河川清掃や除草作業等に対し、「自治会委託制度」による助成制度を創設しておりますが、採択要件等が厳しいので、利用がしにくい状況となっているため、採択要件等の緩和及び事業費の引き上げを要望します。

(5) 住宅用太陽光発電導入促進について

住宅用太陽光発電システム設置に対する助成について、住宅用太陽光設備設置補助金について、3.11の東日本大震災以降再生可能エネルギーに対する関心が高まりを見せる中、太陽光発電設備の設置並びに補助金の交付件数も増加していることから、平成25年度のさらなる予算措置、並びに新制度の検討等については、十分な検討を行う中で市町村に対する適切な情報提供と共に、自然エネルギーの有効活用に対する県の積極的な推進を要望します。

(6) 新エネルギー導入促進について

東日本大震災に伴う電力供給不足や地球温暖化防止対策を推進するために、新エネルギー導入の促進の拡大を図ることが重要であるため次のとおりの措置が講じられるよう国への働きかけ及び県の取組を要望します。

ア 小水力・バイオマス・太陽光・風力等の地域資源を活用して、再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、技術的支援や財政的支援の充実をすること。

イ 総合的な新エネルギー施策の展開として、間伐材や林地残材などを県が進めている環境、エネルギー政策に積極的に利用し、水源環境林の保全・再生と再生可能エネルギーの推進を共通の取組として早期に検討し、さらに水源環境税も活用して、広域的に取り組むこと。

ウ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が全面施行されることとなり、全国的にメガソーラー発電の事業化の動きが活発化しているなかで、メガソーラー事業者を誘致するにあたり必要となる環境整備等に関し新たな支援について、事業化が有利な法施行後3年以内に適用が可能となるよう、早期に実現すること。

エ 国は新エネルギー導入促進の拡大を図るため、早急に方針を打ち出し、効果的でわかりやすい制度の創設や、周知啓発、また、再生可能エネルギーの固定買い取り制度を確実に推進できるようなシステムの構築を県からも要請すること。

また、県においても家庭での新エネルギー導入が促進されるよう、住宅太陽光発電設置補助や電気自動車購入補助の継続や、新たな各種制度の創設について検討すること。

(7) 農地の有効利用と担い手育成などの農業振興策について

国の施策である農業者に対する農業者所得補償制度は、経営規模の小さい農家では活用しにくい制度であるうえに、申請書類や手続きが複雑なため、利用者が少なく制度本来の目的が達成されていません。全国的にみると経営面積の小さい本県の

農業経営の実態や地域の振興に即した独自の畑作物等所得補償制度等の創設を要望します。

また、農業者の高齢化と後継者不足を補うため、県では農業アカデミー等で新規就農支援等の育成を行っていますが、直接就農希望者と接するのは市町村であり、市町村自ら新規就農希望者の育成を図るほうが効率的です。

耕作放棄地や遊休農地を解消して農地を有効利用し、継続して管理ができる意欲的な農業者や新規就農者等の担い手を市町村自らが育成・支援を行う事業に対し、農地を農業用倉庫等に活用できる柔軟な規制緩和と、新たな補助制度の創設を要望します。

4 福祉施策の充実

(1) 児童福祉の充実について

ア 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、最近では深刻な内容のケースが多く、迅速かつ適切な対応が重要となっているが、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わるのが困難である。児童福祉司等の専門職の確保が不可欠であることから、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。

イ 神奈川県の単独補助である民間保育所運営費補助金については、平成21年度より開所時間加算及び3歳から5歳の利用者別基礎加算が段階的に廃止され、平成23年度には完全廃止となっている。また、障害児保育加算も段階的に廃止され、平成24年度に完全廃止となっている。さらに、平成24年度からは、同補助金の単価が減額されるとともに、平成25年度以降は、補助金の負担割合についても、現行の県2分の1・市町村2分の1から、県3分の1・市町村3分の2に段階的に変更されようとしている。また、この補助金は、平成22年度、23年度には、県の財政状況を理由に満額交付されず、多くの市町村が一般財源により、その不足分を補填している状況にある。県においては、平成24年度は安心こども交付金の活用により補填しているが、この交付金もすべての保育所に活用できるものでなく、平成25年度以降の対応も明らかではない。

子育て支援策については、県内各市町村ともに重点施策に掲げ、保育の質の向上と待機児童対策の観点から安易にこの補助金を削減できない状況にある。民間保育所運営費補助金については、対象施設（者）も多く、投資効果の高いものであることから、今後の補助金の削減や負担割合の変更は行わず、現行の交付要綱の水準を堅持すること。

ウ 放課後児童健全育成事業では、国が算出した経費の1/2を補助単価（残りは保護者負担）として、国、県、市町村がそれぞれ1/3ずつ負担することとしている。県も同様に交付要綱を定め、市町村に対し、国・県分にあたる2/3の補助金を交付することとしているが、県の予算の範囲内としているため、平成23年度では、補助金対象額の約80%の交付額となった。国と県の不足額を市町村が一般財源で負担することは、財政上非常に厳しい状況であることから、県は適正な予算計上をすること。

また、国の補助基準では、児童数が10人未満の放課後児童クラブは補助対象外となっており、年間開所日数が250日未満のクラブについては児童数が20人以上とされ、特例分として対象としているところだが、地域の状況を踏まえ、制限を廃止し、少人数クラブでも対象となるよう、また250日未満開所のクラブを特例でなく恒久的に対象とするよう、国に働きかけること。

(2) 障害者福祉の充実について

ア 地域生活支援事業は、統合補助金として予め定められた額を、事前に市町村からの事業協議を受けず事業実績と人口に応じて国が補助額を内示することとされているが、サービスの充実を図ろうとしても、必要とする補助金額が配分されるには限らない。地域生活支援事業については、市町村が従来の障害福祉サービスの水準を下げることなく、より一層充実していけるよう、事業拡大に伴う負担増など町村に超過負担が生じないよう、地域の実情に応じた十分な財源確保を図ること。

また、国の要綱改正により市町村が独自に個人給付を行い、または個人負担を直接的に軽減する事業である「福祉タクシー助成、自動車燃料費助成」などの事業が、補助対象外となったところであるが、事業の上限を設けず、自立支援給付の補助率と同様となるとともに、市町村が独自に個人給付している事業などを、従前どおり補助対象とされること。

イ 障害者自立支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した地域生活を営むことができ、必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、抜本的な見直しが行われたところであるが、居宅介護をはじめ生活介護、グループホーム・ケアホームなどの提供事業者は、著しい地域格差が生じており、身近にサービスが受けられない状況にあるので、障害福祉サービスに係る社会資源の整備について、事業者への働きかけなどの特段の支援を行うこと。

障害のある方が、自立した生活を送れる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成18年度から施行された障害者自立支援法は利用者負担1割が設けられ、平成19・20年度に国の緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施され、さらに平成22年度から低所得者（市町村民税非課税）の障害者等の障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となったことにより、市町村の財政負担の増加が見込まれる状況である。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。ついては、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国1/2、県1/4を維持すること。

さらに、現在地域生活支援事業に位置付けられている移動支援事業については、自立支援給付におくことで、義務的経費として明確な費用負担を行い、保護者からの要望の多い通学支援の充実を図っていくこと。

ウ 重度障害者医療費制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。

このため、県と市町村の部会で制度の見直しについて検討を行っているが、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率1/2を維持すること。

また、現在の県重度障害者医療費助成制度の補助要綱を見直し、65歳以上新規認定者、所得制限、一部負担金に関する部分を補助対象とすること。

さらに、重度障害児者の福祉の向上を図るため、国の制度として、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成に対する統一的な公費負担制度として、重度障害児者医療費助成制度を創設するよう働きかけること。

エ 在宅の重症心身障害児は、家族（保護者）の入院及び重症心身障害児の兄弟の学校行事等に家族（保護者）が参加する際に、一時的に介護が受けられるようにすることや、介護者等の休養（レスパイト）のため短期入所を利用して在宅生活の継続を図っていくことが必要不可欠になっている。

短期入所利用者の円滑な利用が図られるよう、各重症心身障害児施設の調整を行う努力をするとともに、さらなる保護者の利用ニーズに応えるため、短期入所枠の拡大や、利用ニーズの高い時期における受け入れの拡大をすること。

オ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる第2次一括法）の施行により、平成25年度から育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給に関する事務が町村の事務となるが、公正中立な立場から医学的な判断を行う審査体制の整備などについては、1町村での対応が困難なため、当該事務に付随する審査についてはこれまでどおり県において行うこと。

カ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、障害者自立支援法が改正され、市町村が行う地域生活支援事業の追加などが予定されているが、町村においては、これらの職務に携わる専門的知識や技術を有する人材が不足していることから、研修の実施、講師の派遣、専門的知識を有する職員の派遣など、技術的支援や人的支援を行うこと。

キ 平成25年度から育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給に関する事務が、県から市町村に移譲される。これらの事務については、公正中立な立場から医学的な判断を行う審査体制の整備など、専門的な知識を求められる事務であることから、円滑な実施に向けて、研修の実施、講師の派遣など、技術的支援や人的支援を行うこと。

(3) 介護保険制度の改善について

ア 介護保険給付費の負担について、国負担の居宅給付分25%及び施設等給付費分20%にそれぞれ5%の調整交付金が含まれているが、この調整交付金については、第1号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、算定方法の見直し等の財政措置を引き続き国へ働きかけること。

イ 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、制度改正により低所得者（非課税世帯）の細分化が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置付けをするとともに、必要十分な財政支援措置を講ずるよう引き続き国へ働きかけること。

ウ 介護保険法においては、施設介護よりも在宅介護を重視しているが、在宅介護については、家族等の介護なしには成立しないにもかかわらず、制度上家族介護に対する支援が不十分なことから、施設介護を希望する方が増加する傾向にある。

また、特別養護老人ホームにつきましては、実態的には不足している現況にあり、家族介護の積極的な促進が必要不可欠な状況にある。このようなことから、地域支援事業（任意事業）に、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした家族介護継続支援事業が位置付けられているが、介護家族等に対する慰労制度を一層充実するよう国へ働きかけること。

エ 介護報酬は、介護サービス事業者の経営状況、保険財政の状況、経済動向の状況などにより決まると認識しているが、既存の事業者などからその引上げの要望が寄せられている。また、小規模多機能型居宅介護のように、その事業所の整備がなかなか進まないという現実も介護報酬に大きな原因があると思われる。このような問題を解決すべく現状の分析に基づきさらなる介護報酬の見直しを引き続き国へ働きかけること。

さらに、介護報酬の地域区分の見直しに当たっては、地域によりサービスに格差が生じないように、地域の実情に十分に配慮するよう国に働きかけること。

オ 介護従事者の処遇改善について、利用者の負担増とサービス利用制限を招くことのないよう、恒久的な処遇改善策を講ずること、その際、急激な保険料の上昇と自治体の負担増を招かないよう、国が財政責任を果たすよう引き続き国に働きかけること。

第5期事業計画においても、報酬改定等により保険料の上昇に影響が出ないよう措置を講ずるとともに、事業者に対して交付される介護職員処遇改善交付金の充実を図るとともに処遇改善交付金の使われ方について事後調査を徹底するよう引き続き国に働きかけていくこと。

(4) 老人クラブ活動等事業（老人クラブ助成事業）の基準緩和について

現行の高齢者在宅福祉事業補助金基準では、単位老人クラブ会員数が概ね50人以上（運用常時30人以上）が補助対象となっています。

しかし、地域性等から少人数で構成せざる得ない状況においても活動が活発に行われている単位老人クラブもあるので、会員数の基準を撤廃し、少人数の単位老人クラブも補助対象とするよう要望します。

(5) 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて

首都圏域に位置する本県では、全域的に都市化が進み、日常生活において大都市地域と周辺地域との格差がなくなっています。生活保護者の安定した生活を確保するため、実態に応じた級地区分への引上げを行うとともに、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけることを要望します。

また、障害者自立支援法の施行に伴い、生活保護者の更生医療等他法優先については、県による町村への支援策を講ずるよう要望します。

なお、県企業庁水道局では、生活保護受給世帯に対し、水道料金の基本料金とその消費税分を減免する制度を設けているが、保護費に含まれる光熱水費と実質的な二重給付となっていることから、公平性確保のため、この制度の廃止について検討することを要望します。

(6) 観光地における国設置の公衆トイレへの身体障がい者用オストメイト対応装置の設置について

国が設置している公衆トイレについて、身体障がい者が安心・清潔に使用できるオストメイトに対応する洗浄装置の設置について国への働きかけを引き続き要望します。

5 保健医療・衛生対策の充実

(1) 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っていますが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っています。このため、これらの事業に伴う国保の財源である療養給付費等負担金の減額措置については、廃止するよう引き続き国への働きかけを要望します。

(2) 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について

重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度は、一部負担金の導入、対象者や所得の制限において、実施主体である各市町村により助成制度に大きな格差が生じつつあり、同じ県民でありながら不公平感が生じることが危惧されます。今後、この格差が縮小するよう県の主導によりさらなる改善策を講ずるよう要望します。

また、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう引き続き国への働きかけを要望します。

(3) 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について

肝炎対策基本法には、肝炎の被害に対する国の責任と関係組織それぞれの責務が規定されていますが、肝炎から肝がんへ進行した場合や他の合併症を併発した場合の費用についても、国の責務とすることを強く要望します。

また、生活保護世帯を含めた当該患者への対応が障害者自立支援法の規定による更生医療費の対象となっていることは、町村における医療費負担を増大させるものであり、早急な見直しを重ねて強く要望します。

(4) 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について

国、県では「不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業」を実施しており、平成23年4月からは助成の拡大が図られ、体外受精及び顕微授精の保険外費用について、1回の治療につき15万円を限度に助成し、申請1年度目の方は年3回まで、2年度目以降の方については年2回まで、助成年度を通算して5年度、通算10回までとなりました。

しかしながら、妊娠しても流産や死産を繰り返し、出産に至らない「不育症」の治療については、医療保険が適用される一部の検査を除き、大部分は保険適用外となっており、経済的な面を始めとするさまざまな理由によって出産をあきらめざるを得ないという実態があります。全国的には独自財源により先駆的に治療費の助成を行っている自治体もありますが、まだまだごく少数であり、厚生労働省や自治体に対し、治療費の保険適用や助成金の支給について多数要望が寄せられているところ です。

つきましては、不妊症・不育症治療の保険適用の早期実現並びに不育症治療の助成制度の創設について国へ働きかけるとともに、県においては不妊治療支援事業のさらなる拡充を図るとともに、不育症治療に係る助成制度等を創設するよう要望します。

(5) 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について

生活保護世帯の人工透析に係る医療費については、自立支援医療（更生医療）において給付することとされており、保健福祉事務所を持たない町村において、新たな負担が生じることとなっています。生活保護世帯においては医療保険の適用がなく、人工透析に係る医療費は、非常に高額で年額では大きな負担となっています。

このうち、町村の負担は4分の1となっているが、財政規模の小さい町村においては、予算の確保が厳しくなっており、特に年度途中での対象者の増加による場合はより一層厳しい状況となっています。

また、生活保護世帯の心臓手術など他の更生医療費についても同様であり、早急な見直しを引き続き強く要望します。

(6) ドクターヘリ運営費に係る市町村負担金の見直しについて

本県におけるドクターヘリの運営費については、県市長会と県町村会等の要請を受け、県及び市町村で事業運営費を負担することを基本的考え方として開始したものであると認識していますが、この間、国では「ドクターヘリ特別措置法」が成立し、平成20年6月には、「ドクターヘリを含む救急医療体制の一層の整備」を盛り込んだ「経済財政改革の基本方針2008」が閣議決定され、県負担分については地方交付税で措置されることとなりました。

しかしながら、財源措置が「普通交付税」であり、必ずしも本事業に使用されているとは言い難いことから、平成21年3月の「特別交付税に関する省令の一部改正」において、都道府県負担分の2分の1を特別地方交付税で措置することとされたところです。

ドクターヘリを利用する方は必ずしも地元の住民とは限らず、また、三次救急医療の確保については県の役割であると認識しており、さらに、市町村が事業費の一部を負担している都道府県は、全国的に見ても稀有な例となっています。

このように、ドクターヘリ運営費に係る財源措置については、本県でドクターヘリを導入した当時とは、大きく状況が変化していることから、運営費に係る市町村負担について、廃止もしくは負担割合の見直しを行うよう引き続き要望します。

(7) 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況です。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くこととなります。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理に係る補助制度の創設を引き続き要望します。

(8) 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める、安全でおいしい水の提供に欠かせない、有害な鉛が水道水に溶け出す鉛製水道管の取り換え工事は、水質基準の強化もあり、早急に整備する必要がある重要な事業です。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の増嵩は大きな負担となりますので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設を引き続き要望します。

(9) 健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診等の継続について

平成18年度の医療制度改革において、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正されたことに伴い、従来、老人保健法に基づく老人保健事業として

実施されてきた肝炎ウイルス検診等については、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業と位置付けられ、引き続き市町村において実施することとされたところ
です。

こうしたことから、肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的に、40歳以上の未受検者について、肝炎ウイルス検査を実施しているところです。今後とも、県民の健康確保と衛生環境の保全のため、健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の継続実施について、国への働きかけるとともに、財政的な支援を要望します。

6 都市基盤整備の推進

(1) 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

この度の東日本大震災と同様、本県も地震の切迫性が叫ばれております。

県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施していますが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進及び県民の生命、財産を積極的に守るための特段の配慮を要望します。

また、町村部には優先順位に至らず、未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているほか、国や県の事業採択基準、特に保全人家戸数に至らない危険箇所も数多くあることから、早急に調査を行うとともに、整備についても積極的に実施することを要望します。

(2) 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけるよう要望します。

ア 公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げ

イ 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得の特別控除額の引上げと税率の軽減

(3) 土地区画整理事業への財政支援について

土地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤の整備と宅地の利用の増進を図り、安全・安心なまちづくりや魅力ある都市景観の形成などに大きな役割を果たしていますが、事業遂行には多額の事業費を要するなど、その実施は非常に難しくなっています。

組合施行の土地区画整理事業については、県の組合等区画整理事業費補助が交付されていますが、公共団体施行の場合には県の補助制度の対象になっていません。

計画的なまちづくり、県土整備を実施するため、事業主体の区分に関わらず、土地区画整理事業の実施のための調査費用や区画整理地内の都市計画道路の築造に係る費用などを対象とする、新たな補助制度の創設を要望します。

(4) 無電柱化促進事業について

安全で快適な通行区間の確保、景観の向上、安定したライフラインの実現などを目的に、無電柱化が推進されているところですが、現在無電柱化に着手している区間の早期完成と未着手区間については、計画に基づき無電柱化の推進を図られますよう要望します。

特に、公共施設からの景観形成を先導的に進めており、電線共同溝法に基づく特例を適用する条件を整えている地区については、無電柱化促進事業に着手することについて早急に検討するよう要望します。

(5) 御殿場線ＩＣカード導入について

現在県内において日常生活で利用する公共交通で、ＩＣカード（Ｓｕｉｃａ等）が使えないのは御殿場線のみであり、非常に不便な状況です。

また、観光振興の観点においても、ＩＣ乗車券が利用できないための大混雑など

の被害が生じていました。イベント開催時には、ＩＣカード等で精算できる特別改札が設置され、大幅に改善されたこともあり、その効果は実証されております。

よって、今後は早期に御殿場線各駅への「簡易型ＩＣ乗車券改札機」設置等の対応を図るよう、国及び事業者に働きかけるよう要望します。

なお、東海旅客鉄道株式会社のＩＣカード「ＴＯＩＣＡ」は、ＰＡＳＭＯ、Ｓｕｉｃａとの相互利用ができないため、これを可能とするようあわせて要望します。

ＩＣカード導入の問題は神奈川県だけでなく、静岡県及び山梨県においても課題となっていると思われますので、３県サミットでの検討・対応もあわせて要望します。

7 教育振興対策の推進

(1) 義務教育の水準確保とその財源保障について

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤です。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っています。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけるよう要望します。

さらに、平成23年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の指導充実を図るため、英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（ALT）を配置するなど、人材の確保及び財政上の支援措置を要望します。

(2) 教育指導体制の強化について

ア 充て指導主事の配置については、昨年度要望しているが、具体的な支援策について、あらためて回答すること。

イ 本来適切で豊かな教育の実現のために、小中学校における教職員定数を根本から見直すことについて、国に働きかけること。

また、中学校において免許外教員を生じないために、適正な配置となるよう配慮すること。

ウ 教員とは異なる専門性を有するスクールカウンセラー派遣事業は、児童生徒や保護者にとってだけでなく、教員の相談などにも対応し、学校教育において、大変大きな成果をあげている。

このようなことから、派遣日数の拡大、さらには、小学校へのスクールカウンセラーの配置、学校の事情に応じた柔軟な勤務体制の確立など、制度の拡充・見直しをすること。

また、児童生徒に係る諸問題の解決に際して、教育分野のみならず、家庭環境や福祉分野に関わる事例が増加していることから、スクールソーシャルワーカーの派遣日数の拡大と増員をすること。

(3) 少人数学級編制の実現について

学級編制基準見直しが行われ、少人数学級編成に向かっているが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、さらなる学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望します。

あわせて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として、教員加配を県単独予算で措置するなど、少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望します。

(4) 特別支援教育の推進に係る体制整備について

平成19年4月から、全ての学校において特別支援教育が実施されていますが、推進に係る教員の加配がされていないことから、特別支援教育の推進体制整備が難し

い状況にあります。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的措置を引き続き国に働きかけるよう要望するとともに、県におきましては、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等の専門的資格を有する巡回相談員の配置や配置されている場合には巡回日数を増加するなど、人的、財政的支援を講ずるよう要望します。

また、県において、教育相談コーディネーター養成講座受講修了者については、その専門性から授業数減等の措置を行い十分にコーディネーターの職責が果たされるよう人的措置を要望します。

(5) 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっています。この国庫補助額を出来る限り3分の1へ見直すよう、国への働きかけを要望します。

(6) 養護学校の通学に関する支援について

県立養護学校では、小学部・中学部の児童・生徒については、スクールバスが運行されていますが、高等部生徒については、スクールバスの利用規約上は利用できないようになっているにも関わらず、現実的には利用できない状況です。

このため、高等部生徒については、公共交通機関を利用した自主的な通学となっており、障がいの関係から自主通学ができない生徒は、保護者が毎日送迎を行っているため保護者に相当な負担がかかっています。

つきましては、小学部・中学部と同様に、高等部も自主通学ができない生徒のためにスクールバスの運行を引き続き要望します。

(7) かながわ学びづくり推進地域研究委託事業

平成23年度に「かながわ学びづくり推進地域研究委託事業」を展開し、各校の校内研究が活性化すると共に、学校間の研究交流、実践交流が進んでいます。

今後は、取り組んだことによって明らかになった成果や課題を共有化し、研究のさらなる充実を図り、児童・生徒の学力の向上へつなげていく必要があります。

しかしながら、財政的に厳しい自治体にとっては、県の予算措置でこうした事業を展開することで、大学教授等の専門的な指導を継続して受けることができ、確かな教育技術等を身につけた教職員の育成を図ることができると考えます。

つきましては、本事業の継続的な展開と委託枠の拡大を強く要望します。

Ⅲ その他地域要望

1 三浦半島地域要望

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有しています。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付け、この内の特に良好な自然環境を有する地区については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切である旨の回答とあわせ、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の回答を受け、葉山町の緑の基本計画の改定を平成17年度に実施し、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定を位置付けたものです。

また、県においても神奈川力構想「地域計画」において、平成19年度から取り組む主要施策として位置付けていたことから、今後、指定区域の検討作業、関係機関との調整等、具体的な指定作業を推進していただき早期実現を要望します。

(2) 逗葉新道の無料化と県道逗子葉山横須賀線の早期延伸について（葉山町）

平成16年3月に県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の一部が開通し、周辺地域の利便性の向上が図られるとともに国道134号や県道207号（森戸海岸線）の交通量が緩和されてきました。この道路の開通により横浜横須賀道路に連絡する逗葉新道やその周辺の葉山町道の重要性はさらに増し、交通量も一段と増加しています。

また、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞や南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅地への流入車両の増加など新たな問題も発生しています。

つきましては、地域住民の生活や周辺への交通の利便性の向上のため、次の措置が講じられるよう要望します。

ア 早期に逗葉新道の通行料を無料にすること。

イ 県道逗子葉山横須賀線の南郷トンネル入口交差点から先の逗子側まで早期延伸すること。

2 湘南地域要望

(1) 東海道新幹線新駅誘致並びにツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティのまちづくりは、寒川町はもとより、県央・湘南都市圏の発展と、県土の均衡ある発展のために、必要不可欠な事業と考えています。

寒川町でも現在、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会等での誘致活動をはじめ、県・平塚市・寒川町がそれぞれの役割をもって事業実現に向けた取組を鋭意進めているところですが、その一方で事業に伴う財源確保は大きな課題となっています。

県においても、地元の状況等を理解いただき、財政的支援に尽力いただけるよう要望します。

(2) 田端西地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

さがみ縦貫道路寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区は、町の産業集積拠点として、大変、大きなポテンシャルを持った地区です。

現在、寒川町では地元地権者による検討組織と協働し、事業化に向けての検討を行っているところですが、事業実施を行うためには、人的、技術的な課題、企業誘致や財源的な問題など、数多くの問題、課題があります。

つきましては、県においても、地元の状況等を理解いただき、まちづくりに対する支援として、事業費に対する助成、企業誘致の斡旋、業務の代行などについての支援を要望します。

(3)（仮称）湘南台寒川線の整備推進について（寒川町）

（仮称）湘南台寒川線は、寒川町北部地域と藤沢市湘南台方面とを結ぶ東西交流幹線道路として、県の「かながわのみちづくり計画」に位置付けられており、また、さがみ縦貫道路へのアクセス道路として重要な役割を果たす道路でもあり、さらに、東海道新幹線新駅誘致と連動して進めるツインシティのまちづくりにも密接に関わる道路でもあります。

当該道路整備については、これまでも県・町間で様々な協議を重ね、ご協力をいただいていたところです。

そうした中、当該道路の交通機能の役割を第一に考えながらも、地域コミュニティ・環境への影響を考慮したルートにて早期の都市計画決定を目指しているところです。

当該道路は東西交流の役割を担い、また、さがみ縦貫道路寒川北インターチェンジへのアクセス機能を持つ広域的な幹線道路であることから、県におかれましては、財政的支援を含めた整備促進に尽力いただきますよう要望します。

(4) 小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について（二宮町・中井町）

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いています。その主な原因は、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどが原因と考えられます。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態です。

つきましては、これらのことを考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の視点から、交通車両が円滑に走行できるよう新規インターを設置するなどの措置を講ずるよう、国への働きかけを要望します。

(5) 西湘バイパス下り線ランプの設置について（大磯町・二宮町）

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な課題があると認識していますが、国道1号線の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から、二宮インター又は橘インター下り線ランプを視野に入れた整備を要望します。

また、この地域の国道1号は、慢性的な交通渋滞を引き起こしています。このことが原因となって、国道1号を走る路線バスの定期運用が難しくなっていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって、路線バスの廃止に拍車を掛ける要因にもなっています。

そこで、高速道路無料化社会実験計画に基づき平成22年6月から平成23年6月まで実施された西湘バイパスの通行料無料化実験の成果を踏まえて、国道1号の渋滞緩和や経済活動などの円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間帯だけでも無料化を継続するよう要望します。

(6) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（大磯町・二宮町・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、そこに住む人々の生活に溶け込んだ川として親しまれています。3町では、この葛川の流れを守り、まちづくりに活かそうと、平成14年に「葛川サミット」を立上げ、これまで啓発活動等、様々な活動を行ってきました。また、これらの活動と並行して、町民ボランティア等の活動も活発に行われており、行政と町民が協力し、取組を行う体制が整いつつあるところです。葛川サミットの目的の一つには、葛川に清流を取り戻すことが掲げられており、昨今は下水道整備やボランティアの清掃活動から、葛川の水質は改善の傾向にあります。

県におかれましては、平成24年、25年度で河川整備計画を策定していくとのことですが、3町の大切な自然財産である葛川が、一つの連続した流れとして、周囲の自然と調和し、流域全体が水と親しめるものとなるために、さらなる支援及び早期の整備を要望します

(7) 大磯港の再整備について（大磯町）

大磯港の再整備につきましては、「大磯港活性化整備計画」に基づき、良好で快適な港空間の早期整備に向けて取り組んでいただいています。その計画の後半に位置付けられている「賑わい・交流ゾーン」において、港湾管理事務所・魚市場や飲食店等の施設整備は産業・観光の発展における重要な施設であり、町及び港湾作業従事者、港湾利用者などの意見を十分取り入れた中で、かながわグランドデザイン実施計画プロジェクトにもあります津波避難対策を加えた、高さのある一体的な施設整備に向けて取組を進めていただくよう要望します。

(8) 大磯海岸防潮堤の津波対策について（大磯町）

金目川から大磯港までの防潮堤は、昭和元年に築造され、昭和47年からは改修工

事が行われ、平成17、18年度には神奈川県が耐震補強工事を行い現在に至っています。

現在の防潮堤は、津波や高潮を想定し、港湾部で約8.5m、海岸部で約8mの整備がなされています。また、今年3月に神奈川県が発表しました津波浸水予測図では当該付近における最大津波高は6.6mとなっていますが、改修工事や耐震対策工事が行われてはいるものの、築造されてから約86年が経過しており、構造物として津波の威力や衝撃力に耐えられるものとなっているかなど、防潮堤の強度につきましても早急に調査いただき、調査結果に基づき必要な措置を講じることであれば、早急に対応いただきますよう要望します。

(9) 介護報酬並びに障害福祉サービスの報酬にかかる地域区分の設定について（大磯町）

介護保険は本年4月から第五期計画（平成24年度～平成26年度）の期間となり、これに伴い介護保険料が各市町村で見直されましたが、あわせて介護従事者の人件費である介護報酬についても改定が行われました。

介護報酬については、介護職員の処遇改善を目的に引き上げが行われましたが、同時に介護報酬の地域区分についても見直しが行われています。

地域区分見直しの結果、大磯町は平成24年度以降の介護報酬地域区分について、現行同様の上乗せのない「その他地域」とされていますが、大磯町の周辺市町を見た場合、西に隣接する二宮町は今回の見直しにより「6級地（3%上乗せ）」に、また東に隣接する平塚市は「5級地（6%上乗せ）」に見直され、生活圏が同一と考えられる湘南西部地域の中で大磯町1町だけが上乗せのない地域となっています。

また、この地域区分は、介護報酬だけではなく障害福祉サービスの報酬についても同様とされていますが、障害福祉サービスを含め、介護従事職員の行うサービスの質に地域差などはなく、地域区分を設定する必要があるのであれば、市町村ごとの決定ではなく、生活圏を同じくするなどもっと広域での設定について、県から国への働きかけを要望します。

3 足柄上地域要望

(1) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について（足柄上郡）

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期整備が期待されています。

平成18年度から県事業として、「酒匂川2号橋」の整備に着手され、平成21年度、酒匂川2号橋から国道255号までの区間が、「かながわのみちづくり計画」に事業化検討箇所として位置付けられました。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、さらには足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されますので、酒匂川2号橋の早期建設及び県による全区間の早期事業化を要望します。

(2) 県道711号（小田原松田）の信号機増設について（足柄上郡）

県道711号（小田原松田）の大井町区間における信号機につきましては、これまでに、要望箇所の7交差点のうち4箇所については設置がされたことにより、交差点部の安全確保が図られています。

しかしながら、未設置の3箇所につきましては、交差点周辺に学校や福祉施設、民間企業等が立地しているほか、多くの農地が存在し、学生や企業関係者及び地域住民が日常的に信号機のない交差点を横断している状況にあります。

こうした中であって、近年、信号機未設置交差点周辺の町道等が整備されたこと。さらには、平成22年度には、当該道路が全線供用開始されたことから、ますます交通量が増加している状況にあり、地域からは交差点の閉鎖解除や安全対策を求める声が、これまで以上に高まっています。

つきましては、こうした状況を考慮いただき、地域住民の交通安全を確保するため、早期の信号機の設置を要望します。

(3) 都市計画道路山北開成小田原線の信号機設置について（足柄上郡）

現在、開成町牛島地内において都市計画道路山北開成小田原線の整備が進められておりますが、この都市計画道路と交差する町道は、地域住民の生活道路として、交通量が非常に多い道路となっています。

また、この町道は、小田急線開成駅を利用する地域住民が通勤・通学などに利用する道路であるとともに、周辺には幼稚園や医療機関が立地していることから、都市計画道路の新設に伴って、歩行者の横断時の交通安全対策に万全を期す必要があります。

つきましては、こうした状況を考慮いただき、地域住民の交通安全を確保するため、都市計画道路の整備とあわせた信号機の設置を要望します。

(4) 酒匂川の河川環境の保全に向けた管理事業の拡大について（足柄上郡）

酒匂川はその松並木や富士箱根連山、周辺の田園景観などとともに優れた自然景観を構成し、周辺市町の住民から深く愛されており、神奈川県の水源地としても非常に貴重な財産でもあります。

しかしながら、酒匂川左岸の堤防区域内は、管理用道路が開放されており、車が自由に往来できるという特殊性から、不法投棄が多発している状況にあり、流域市町では、環境や景観等の改善を図るため、毎年、不法投棄物の撤去や堤防法面の草

刈りを実施しています。

こうした取組によって、不法投棄も減少し、環境や景観も改善されてきていますが、平成22年度より「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金交付事業」が休止されたこともあり、流域市町においては関係する事業経費が膨らみ、大きな財政負担となっている状況にあります。

河川区域内の環境や景観の保全は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、足柄上地域の酒匂川左岸の特殊性を考慮され、不法投棄の撤去及び河川区域内の草刈り等、年間を通じた河川管理について、より一層、事業の拡大に努められますよう要望します。

特に、草刈に関しましては、景観の維持及び不法投棄防止に非常に効果が高いことから、その積極的な実施を強く要望します。

(5) 小田急開成駅前への交番設置について（足柄上郡）

昭和60年3月の小田急線開成駅の開設以来、開成駅を中心とした地域の人口増加が進んでいます。

開成駅周辺は高層マンションや戸建住宅の建設、大型スーパーの開店などが進んでおり、平成22年4月には駅周辺の児童が通う開成南小学校が開校するとともに、平成20年・23年には新たに2つの金融機関が開設されています。

平成23年4月からは開成駅前連絡所への交番相談員の派遣等を実施していただいておりますが、現在施行中の南部地区土地区画整理事業及び（仮称）酒匂川2号橋の建設により、この地域がさらに発展することは確実な状況となっており、地域住民の安全と治安の維持のため、町内の吉田島駐在所及び延沢駐在所に加え、新たに開成駅前に交番を設置することを要望します。

(6) 酒匂川左岸道路の延伸について（松田町・山北町）

国道255号及び246号の慢性的な交通渋滞を解消するため計画された酒匂川左岸道路は、既に小田原市から大井町まで昨年度から供用開始されています。

しかし、松田町から山北町の大口橋までの区間は、「かながわ交通計画」に位置付けられていないため、松田町と山北町と共同で、酒匂川左岸道路の北部延伸について、調査・研究を進めるとともに、県に対して当該計画への位置づけを要望してまいりましたが、県からの回答は「今後、かながわ交通計画を見直す際に検討する。」というものでした。

しかし、本要望路線は災害時などの国道246号の代替輸送路として重要な路線であるため、東日本大震災における被災地支援の教訓を生かし、速やかに「かながわ交通計画」の見直しを行っていただき、本路線を計画に位置付けるよう要望します。

(7) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における都市的土地利用について（中井町）

県の「かながわ都市マスタープラン」の施策方針については、「インターチェンジ周辺などにおける計画的な産業・物流機能等の誘導策」が打ち出されています。

本圏域についても同プランの方向性に沿って、日本の経済活動を支える道路である東名高速道路の秦野中井インターチェンジの要衝拠点を活用し、環境への負担軽減を図った新たな産業拠点の集積整備を計画しています。

これらの整備については、「グリーンテクなかい」をはじめ、近隣市町と一体的な都市的土地利用を図ることで将来にわたって、地域の特性を生かした魅力ある持続可能なまちづくりを構築していくとともに、広域的な視点に立った都市の形成、さらには地域雇用の拡大による地域経済の活性化を図ることを目指しており、次の線引き見直しを視野に、地権者や地域住民、関係市町との調整等を進めながら諸

課題の解決に向け事業の着実な推進を図ってまいりますので、関係部局の特段の支援を要望します。

(8) 中井町南部地区の事業化への支援について（中井町）

中井町の南部地区32ヘクタールについては、第6回線引き見直しにおいて3度目の特定保留区域に位置付けられ、関係者と連携を図りながら都市的土地利用の実現に向け取り組んでおりますが、依然厳しい状況が続いております。

そうした中、県が推進している「かながわスマートエネルギー構想」のメガソーラーを含む大規模太陽光発電施設を誘致する候補地として採択され、当該地区へ進出を希望する企業からの申し込みがあった旨の報告を受けております。

中井町としても、この南部地区を大規模発電施設の事業用地として活用が決定された暁には、再生可能エネルギー等を活かした町の活性化の一つとして位置付けておりますので、県としてもメガソーラーの実現に向けた特段の取組とともに、今後のまちづくりに対する指導、支援を要望します。

(9) 2級河川の整備について（中井町）

近年、ごく限られた範囲で短時間のうちに強い雨が降るゲリラ豪雨が頻発するなど、気象状況が依然と比べて大きく変化しています。中井町では平成20年度に県が想定した2級河川（中村川・藤沢川）における浸水想定区域を基に、町民の生命・財産を守るための一つとして「洪水ハザードマップ」を作成し、関係世帯に配布して災害に対する危機管理の向上等の予防対策に努めているところです。町域を流れる2級河川中村川においては、富士見橋上流の土砂堆積や河川の急激な増水により雑色橋下流の護岸が損傷を受けるなど、地域住民は常に不安を感じています。中村川上流部には今も護岸の未整備区間が存在しており、堆積した土砂の撤去とともに早期の護岸整備を要望します。

また、藤沢川においては、天王橋から上流部までは事業化がされ、平成20年度から工事着手しましたが、諸事情により平成23年度は事業が見送られています。異常気象による大雨が頻発する中、事業化された区間の早期完成と未事業化区間である天王橋から下流の寺ノ下橋までの1キロメートル区間においても、早期河川改修の事業化を要望します。

(10) 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について（松田町）

寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄・神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての土佐原林道及び秦野市道であります。災害時にこれらの道路及び道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想されます。

つきましては、防災上の見地からも県道710号の拡幅及び法面保護等の改良工事を引き続き要望するとともに、秦野市への連絡道路である土佐原林道を緊急車両が支障なく通行できるよう幹線整備を要望します。

(11) 県道711号（小田原松田）の歩道設置工事について（松田町）

県道711号（小田原松田線）歩道設置工事は、小田急線踏切から旧松田土木事務所までが完了し、地域住民をはじめ通学や通勤客の安全が確保され、また平成23年度より新たにはじまった松田町第5次総合計画の「将来像の実現を支える6つの柱」として位置付けている「安全で心地よい環境を育む」の実現といった面からも、県事業の成果によって町の中心市街地としての都市機能の向上と魅力の創出が着々と図られているところです。

しかしながら、新松田駅北口から主要地方道72号(松田国府津線)との接続部分までの間は、現在、狭小幅員で歩道がなく、降雨時などは大型バス等の通行により歩行が困難な状況にあります。

このような状況を踏まえ、歩行者の安全と車両等の円滑な通行を確保するため、引き続き事業を推進いただくよう要望します。

(12) 山北駅無人化に伴う駅舎活用に対する支援について（山北町）

J R御殿場線山北駅が、本年3月のダイヤ改正に伴い無人駅となりました。このことは昨年12月にJ R東海より唐突に示され、本町としては到底受け入れることができないため、沿線6市9町で強く反対しましたが、J R東海の方針は変わりませんでした。

山北町では山北駅が無人化となり、御殿場線の利便性が低下することによって利用者がさらに減少し、駅周辺の急速な衰退が危惧されるため、厳しい財政状況の中、J R東海静岡支社管内では前例のない、駅舎の活用しての地域振興を図ることとしました。そして第1段階として、J R東海と切符の簡易販売の委託契約を締結し、山北町では国鉄、J RのO B等で組織しているN P Oをお願いし、本年5月から切符販売を実施しています。

しかし、駅舎についてはJ R東海から無償で借りていますが、切符販売に係る経費は全額町負担となっており、今後も町が切符販売を行う限り、町の大きな財政負担となります。そして今後は無人駅となった駅周辺の活性化を図るため、切符販売と合わせて駅舎を活用しての観光案内、物産販売を予定しており、これにかかる経費も全て山北町で負担しなければなりません。

したがって、これらの経費等についての財政的な支援、並びに今後の駅舎の活用に係る助言等支援について要望します。

(13) (仮称) 林道秦野峠高松線の新設について（山北町）

国が策定した「森林・林業再生プラン」では、10年後の木材自給率50%以上を目指す目標が掲げられ、供給体制の確立のため、低コスト化に向けた路網整備等の加速化が具体的な施策として示されています。また、「神奈川地域森林計画」では、概ね標高300～800mにある山林は、「木材資源を循環利用するゾーン及び多様な生き物が共存するゾーン」とされており、「林業振興型林道」の新規開設の方針が示されています。

今回、新規開設を要望する(仮称)林道秦野峠高松線は、標高600mから800m前後の路網未整備部分に計画され、計画路線周辺には広葉樹林が存在するため、地域森林計画に示す3つの基本的な考え方の1つである、「広葉樹林の再生」の達成に大きく寄与し、「多様な生き物が共存するゾーン」への誘導に効果的だと考えられます。

また、X齢級(50年)以上の人工林が存在するため、地域森林計画に示す3つの基本的な考え方の1つである、「人工林の再生」の達成に大きく寄与し、路線周囲200m以内を新たに「木材資源を循環利用するゾーン」へと誘導することに効果的だと考えられます。そして、路線周辺には県有林、県行造林、承継分収林、水源協定林なども存在することから、県民全体の利益に供する利用間伐などの森林整備が期待されます。

さらに秦野峠林道と高松地区公共道路(町道)を接続することにより、周回性が向上し、周辺一帯の供給体制における利便性の向上と低コスト化が期待されます。

以上のことから、(仮称)林道秦野高松線の実現に向けた取組を積極的に行うよう要望します。

4 足柄下地域要望

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1 ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3000㎡以上に引き下げており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されています。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1 ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、今後小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとされました。

仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられます。

このようなことから、指導基準が廃止されることに伴い、抜本的な土地利用調整システムの見直しをしていただくとともに、条例の建築物系の開発行為における開発区域の面積についての経過措置につきましては、条例の本則への移行を要望します。

(2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について（真鶴町・湯河原町）

国道135号の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの延伸を要望しているものです。平成15年度より専門家を加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を開催し、長期的・技術的対策等の検討をしていただき、山側バイパスの整備は技術的に実現可能であるとの報告をいただきましたが、引き続き路線検討を含め長期的対策の具体化を達成するため、事業化に向けてなお一層の検討を要望します。

(3) 国道135号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道135号(真鶴道路旧道)区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に渋滞が発生しています。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されます。県におかれましては、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っていただいておりますが、未だ抜本的な解決に至っておりません。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望します。

また、新道区間の料金改定（例：現行200円→改定後100円）により渋滞解消にもつながることが考えられることから、道路公社に対して料金改定の申し入れを要望します。

(4) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進し、県道740号線が通行不可となった際、防災上の観点から目標期限を定めて早期に完成されるよう要望します。

(5) 県立小田原養護学校の分教室の設置について（真鶴町・湯河原町）

県立小田原養護学校に通学する児童・生徒は、真鶴町を含め、小・中・高等部全体で、現在24名いますが、スクールバスによる遠距離通学は、姿勢保持が困難な児童・生徒にとって身体への負担は想像以上に厳しいものがあり、入校を断念せざるを得ない児童もいます。

また、保護者の精神的・身体的な負担も大きなものとなっています。

湯河原・真鶴地区への小田原養護学校分校の設置につきましては、県として全体計画もあると存じますが、保護者の要望も高まっていますので、早急な実現を要望します。

(6) お茶の放射能被害に対する補償について（真鶴町・湯河原町）

湯河原・真鶴地区のお茶については、生産状況の地域特性から茶樹の除染対策が地域全体に行き渡らず、出荷後の安全性が危惧されたため、地域の総意で平成24年産のお茶の出荷は断念したところです。

しかしながら、意欲を持って茶栽培を行ってきた生産者には落胆も大きく、不安を抱えており、今後の生産意欲を向上させ、生産農家の存続のためには、確実な補償が行われるよう、県におかれましては、県農協中央会とともに東京電力㈱への補償交渉を強力に行っていただけるよう要望します。

(7) 南足柄市への連絡道路の新設について（箱根町）

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、首都圏からのアクセス向上による観光振興などの地域活性化に加え、災害時の緊急輸送ルートとしての活用も期待でき、県西地域の観光、経済流通の面から必要な整備と考えます。

平成24年3月に改定された「かながわのみちづくり計画」においても、道路整備計画として位置付けられたことから、連絡道路の早期実現を要望します。

(8) 真鶴港における津波対策の措置について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられています。

沖防波堤については現在既に整備が着手されていますが、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設については、未だ着手の予定が示されておりません。港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべき施設と考えていることから、同施設の早期着工を要望します。

(9) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について（真鶴町）

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっています。また平成21年2月には、県指定天然記念物となりました。しかし近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と町が薬剤散布により被害防止に努めてきました。しかし、その一方で薬剤散布による人体や生物、また、海域流出等への影響が懸念されています。このため、平成19年度から、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布を廃止いたしました。

つきましては、樹幹注入事業及び松くい虫被害木の伐倒に対する十分な補助金額

の確保を強く要望します。

また、国に対しても継続的な補助金確保に向けた働きかけを要望します。

(10) 県内産石材の活用について（真鶴町）

神奈川県西部地域、とりわけ小田原市から伊豆地方にかけては良質な安山岩が多く産出される地域であり、石材採掘・加工業が地場産業として発展してきました。

近年、安価な輸入石材の増加などによりその利用は減少傾向となり、地場産業に大きな影響を与えていることから、地域活性化のため、また、地場産業の振興を図るためにも県をはじめ公共施設等の建築資材として県内産石材の活用をPRしていただくとともに、積極的な利用について要望します。

(11) 吉浜地区護岸（緩傾斜式階段）の整備について（湯河原町）

湯河原海岸沿岸においては、湯河原町都市マスタープラン・湯河原町緑の基本計画に観光的機能を重視した（仮）湯河原海辺公園（広場公園）を整備することが位置付けられ、平成19年度から整備している湯河原海岸の3基目の人工リーフ終了後に整備することとし、平成24年度には実施設計を終了し、平成25年度から工事に着手する予定となっています。

つきましては、整備に当たり、水辺レクリエーションの場となる海岸緑地帯の形成を図る計画をしていきたいと考えていますので、海辺公園と一体となり、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備として、護岸部分の有効利用が可能となるよう要望します。

5 厚木・愛甲地域要望

(1) 県道64号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖 I Cへのアクセス道路として、年々その交通量は増加の一途を辿っています。

特に、朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、またその一部は幅員が狭く、歩道が未設置なことから、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高い道路であり、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されています。

県道60号・70号を含めた清川村の県道3路線につきましては、宮ヶ瀬ダム建設時に完成に合わせて整備していただくよう昭和56年に県に約束していただいているものですが、平成12年のダム完成後多年が経過し、交通量が激増した今日においてもいまだ未整備のままとなっています。

特に幅員が狭く危険な「湯出川橋～坂本橋間」には、「古在家バイパス整備計画」を進めていただいているのですが、早期完成に向けたさらなる事業促進を要望します。

また、村民の交通安全確保のため、次の2箇所に信号機を設置するよう要望します。

- ア 村道山岸外周線に接続するT字路
- イ 清川村役場前

(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下に平地に住宅を建設し、古くから居住地区を形成しています。

平成11年夏の豪雨において、この地区の山腹で大規模な崩落が発生し、住民への影響はなかったものの、梅雨、台風など雨の多い時季には不安を募らせ、自主避難をされている方などもいます。

平成11年の崩落箇所については、早急な対策が講じられたほか、その周辺の危険箇所の一部も整備が進められてきました。地災害減災総合対策事業として当該地区の落石防護壁の設置の落石固定を平成22年度で完成していただいているのですが、この地区の上流部には急傾斜地崩壊危険箇所はいまだ数多く存在しています。

つきましては、地区住民の安全・安心、災害の未然防止のため、継続的に効果的な山林の崩壊防止対策を推進されるよう要望します。

(3) 柄沢及び深沢治山事業の推進について（愛川町）

愛川町半原地区に所在する柄沢及び深沢の流域については、市街化区域内に位置していることから、沢の上部には住宅が立ち並んでいます。近年、沢の山腹の崩壊が進み、地域住民の安全を脅かす状況となっています。

当該箇所については、傾斜地の多くが保安林指定を受けており、治山事業によって崩壊防止対策を講ずることが可能と思われますので、災害の未然防止のため、治山施設の整備を推進されるよう要望します。

(4) 急傾斜地崩壊防止事業の推進について（愛川町）

愛川町における急傾斜地崩壊防止事業につきましては、現在、田代A地区の工事

が進められていますが、地域住民の安全な生活環境の確保は急務でありますことから、早期完成を要望します。

また、中津大塚地区においても工事着手が予定されておりますが、あわせて早期完成を要望します。

(5) 伊勢原養護学校の通学に関する支援について（愛川町）

愛川町から伊勢原養護学校に通う児童生徒にあっては、学校にスクールバスが設置されていないため、自力通学や保護者の送迎による通学が就学の条件の一つとなり、就学しても、体調不良等により保護者の送迎が難しい日には、通学できず学習の機会が奪われてしまうこともあります。

このようなことから、障がいのある児童生徒の教育の機会を保障するため、特別支援学校のスクールバスについて、伊勢原養護学校への新規設置を強く要望します。

(6) 簡易水道事業に係る支援について（清川村）

県営水道の給水を受けることができない地域の多くは水源地となっており、市町村及び組合が簡易水道事業を運営し、飲料水を供給しておりますが、小規模な事業者が多く、維持管理費用が増大しているとともに専門的な知識を持つ職員も少ないため、運営に苦慮しています。

簡易水道を運営している事業者では、円滑な事業運営を行うため、「神奈川県水道協会」を組織し、事務局を神奈川県保健福祉局生活衛生部環境衛生課が行い、水道事業運営の知識向上等に努めておりますが、県の行政改革に基づく、「県が主体的に関与する任意団体の見直し」により、事務局が事業者へ移行されつつあります。事務局移行による事務量の増大は、協会のみならず事業運営にも大きな影響があります。

住民が安心して生活するために、飲料水は必要不可欠であり、安定した簡易水道事業を運営するため、県の財政支援及び人的支援を要望します。

6 水源地域要望

(1) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（水源地域）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組んでまいりましたが、本来の森林としての機能が活用されるためには、経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進すること。

イ 地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているとともに、費用負担に矛盾（較差）が生じている。地域林業形成促進事業により森林整備を実施している森林所有者に対して水源環境保全・再生市町村交付金事業により所有者負担分を全額助成すること。

ウ 水源環境保全・再生市町村交付金事業は事務量も多く、執行に当たって相当な労力を費やしている。本事業は神奈川県全体の環境保全・良質な水の安定確保を目的としていることから、人件費についても交付金の対象とするとともに、交付方法についても精算払い方式から概算払い方式へ変更すること。

(2) 河川区域内における廃棄物処理対策について（水源地域）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠です。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっています。

こうした事業については、本来、河川管理者が行うべきものでありますことから、県におかれましては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等について、積極的に取り組まれますよう強く要望します。

また、河川の環境美化を保全する事業にありましては、水源環境を保全・再生するための個人県民税超過税（水源環境税）の使途とすることを引き続き要望します。

(3) 市町村設置型高度処理型合併処理浄化槽整備に係る交付金対象経費等の見直しについて（水源地域）

現在、三保ダム集水域において、水源環境保全・再生市町村交付金等を活用して、高度処理型合併処理浄化槽の整備を推進しており、設置した浄化槽の維持管理費については、年度ごとに1基あたり、年間10万円で5年間分に限り、交付金の対象経費として補助していただいています。一般的に当該浄化槽の耐用年数は、約30年と言われており、その間に十分な維持管理を行わないと、本来の能力が損なわれ、現在の良好な水環境を維持することが出来なくなる恐れもあります。

現在、維持管理費の補助については、5人槽を基礎として算定しておりますが、

本事業を推進している整備エリア内には、規模の大きい浄化槽の設置が必要となる、公共施設、旅館、キャンプ場が多数あり、今後、町では一般住宅の他に、こうした規模の大きい公共施設等の整備を推進する予定です。

しかし、14人槽以上の維持管理費は、一般住宅よりかなり高額であり、それに伴い浄化槽使用料も高額になるため、事業所等の整備を推進することが困難な状況にあります。

したがって、一般住宅・事業所及び町の費用負担軽減のためにも、維持管理費の実情について調査し、市町村と調整の上、増額について具体的な検討を進めるよう要望します。
